

第7章 医療救護等対策

基本的な考え方

- ・震災時には、家屋やブロック塀等の倒壊、火災等により多くの負傷者が発生することが想定され、災害発生直後、多数の負傷者に対し迅速に医療救護活動を行わなければならない。また、遺体については、遺族等に十分配慮するとともに、慎重かつ適切に取り扱わなければならない。
- ・本章では、発災時における初動医療体制の確立や医師、医薬品、医療資器（機）材の確保、遺体の火葬について示す。

現在の対策の状況

- ・調布市及び東京慈恵会医科大学附属第三病院と、平成25年6月に災害時における緊急医療救護所に関する協定を締結し、狛江市医師会等の協力を得て、緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施している。
- ・災害時における医師の派遣、医薬品や医療資器（機）材の確保を図るため、狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会、医薬品等の卸売販売事業者等と協議を重ねている。
- ・医療初動体制を補完するものとして、市では担架、救急箱、トリアージタグ等の医療資材を備蓄している。
- ・市は、災害時に迅速かつ円滑な医療体制を構築できるよう、医師会等と連携し、トリアージ訓練等を実施している。
- ・市は、災害時における傷病者等の搬送体制を整備するため、平成26年3月に自動車運送事業者（4社）と災害時における輸送等の協力に関する協定を締結している。
- ・市は、医薬品の供給体制を整備するため、平成26年3月に医薬品の卸売販売事業者（5社）と災害時における医薬品等の調達業務に関する協定を締結している。
- ・市は、遺体収容の体制を整備するため、東京多摩葬祭業協同組合及び宗教法人泉龍寺と災害時における協力に関する協定を締結している。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

| 被害項目 | 多摩直下地震 | 東京湾北部地震 |
|---------------|----------|----------|
| 死者 | 14人 | 17人 |
| 負傷者（うち重傷者） | 289（25）人 | 257（20）人 |
| 電力施設（停電率） | 5.1% | 5.6% |
| 通信施設（固定電話不通率） | 1.8% | 3.7% |
| 上水道施設（断水率） | 25.8% | 19.6% |
| 下水道施設（管きよ被害率） | 17.5% | 17.5% |

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

課題

- ・災害医療コーディネーターの指定、緊急医療救護所の設置、災害薬事センター長（災害薬事コーディネーター）の選任など、市が行うべき医療救護体制を整備する必要がある。
- ・市災害医療コーディネーターが、大規模地震又はこれに準じる大災害に直面した場合における行動指針を定める必要がある。
- ・狛江市医師会等や医療機関との通信連絡手段が途絶した場合、医療救護所等での医療救護活動での支障をきたすおそれがあるほか、多数の負傷者の発生等により限られた医療資源等を有効に活用できなくなる可能性がある。
- ・災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院には軽重を問わず多数の負傷者が集まる可能性があり、迅速かつ効果的なトリアージが実施できないと災害拠点病院としての機能が低下するおそれがある。
- ・東日本大震災で課題となった透析患者、在宅難病患者、人工呼吸器使用者等に対しては、在宅避難の観点からの特段の配慮が必要である。
- ・避難所等におけるこころのケアの必要性が叫ばれている。
- ・多数の負傷者の発生や医療機関等の被災により、災害発生直後は医薬品・医療資器（機）材が不足し、市内の医療救護活動に支障をきたすおそれがある。
- ・医薬品・医療資器（機）材について、必要な品目や備蓄場所等を整理・検討していく必要がある。
- ・遺体の収容等については、災害時特有の業務であることから、その内容を十分に理解、整理しておく必要がある。

主な対策の方向性

- ・市内の医療活動の総合調整や市への指導、助言を行う市災害医療コーディネーターを地域医療に精通した医師から任用することで、都が示した医療救護に対する取組に対応し、初動医療体制の強化を図る。
- ・地域災害医療コーディネーターや医師会、歯科医師会、薬剤師会、各医療機関の意見をもとに、「狛江市災害医療コーディネーター行動指針」を作成し、非常時における市災害医療コーディネーターの行動の詳細について定める。
- ・狛江市医師会等、関係機関が初動応急期において、十分に対応できるよう情報連絡体制等の整備を図る。
- ・緊急医療救護所を設置し、災害拠点病院の負担を軽減することで機能確保を図る。
- ・在宅難病患者等に対して特段の配慮を行う。
- ・避難者等に対して、保健師や専門家等によるこころのケアに努める。
- ・医薬品卸売販売事業者と災害時の医薬品の提供について協力関係を構築するとともに、費用面、保管場所・方法等を考慮しながら医薬品・医療資器（機）材の備蓄を検討する。
- ・遺体に対する処置が迅速かつ適正に行われるよう、遺体発見から収容までの手続を整理するとともに、遺体収容所の円滑な運営、火葬場への遺体搬送体制の確保を図る。

【予防対策】

| | |
|-------------------|----------|
| 1 初動医療体制の整備 | 3 遺体の取扱い |
| 2 医薬品・医療資器（機）材の確保 | |

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

《市（福祉保健部）》

- 狛江市医師会の協力の下、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。
- 市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、狛江市医師会等との通信連絡方法を検討する。
- 災害時の情報連絡体制に関するマニュアル等を作成し、適宜、訓練等を実施する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 市災害医療コーディネーターの設置に協力する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 災害時における、医療救護班の編成と連絡体制を検討する。
- 役員（会員）の自主参集等、通信手段途絶時の行動を検討する。

《都（福祉保健局）》

- 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点において、都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築する。
- 都災害医療コーディネーター及び都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能を確立する。
- 都地域災害医療コーディネーターと関係機関の情報通信訓練等を実施する。

【災害医療コーディネーター】

| 名 称 | 説 明 |
|---------------------|---|
| 都災害医療 コーディネーター | 都全体の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師 |
| 都地域災害医療 コーディネーター | 各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 |
| 市災害医療コーディネーター | 市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的な助言を行う、市が指定する医師 |

【医療対策拠点等】

| 名 称 | 説 明 |
|-------------------|---|
| 二次保健医療圏 医療対策拠点 | 二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として災害拠点中核病院等に都が設置する拠点 |
| 地域災害医療連携会議 | 都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地域災害医療コーディネーターが地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、市、保健所等の関係機関を招集して、情報共有や災害医療に係る具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議 |

1-2 医療救護活動の確保

《市（総務部・福祉保健部）》

- あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。
- 医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

《市（総務部・福祉保健部）》 《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 医療救護班等の班編成体制について、検討・整備する。
- 災害時の医療救護活動等に関わる協定について、現状に合わせて適宜見直しを図る。
- 災害時の医療救護活動等に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

《都（福祉保健局）》

- 東京DMAT及び東京DPAT隊員を養成。
- 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。
- 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。
- 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援する。
- DHEAT構成員の養成
- 応援保健医療活動チームの受入体制の整備

【医療救護所等】

| 名 称 | 説 明 |
|----------|---|
| 医療救護所 | 市が、本計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。設置場所については、災害時の状況に合わせて避難所等に設置する。 |
| 緊急医療救護所 | 市が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。設置場所は、東京慈恵会医科大学附属第三病院敷地内とする。 |
| 医療救護活動拠点 | 市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。設置場所は、あいとぴあセンターとする。 |

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 市は、負傷者の搬送方法の検討をするとともに、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制を構築するため、負傷者等の搬送に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜市（総務部・福祉保健部）＞ ＜都（福祉保健局）＞

- 関係機関等との新たな協定締結を推進する等、搬送手段の拡充を図る。

＜都（福祉保健局）＞

- 傷病者の航空搬送を行うため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。
- 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保する。

1-4 保健衛生体制の整備

＜市民＞

- 在宅難病患者や在宅人工呼吸器使用者とその家族・支援者等は、災害時に対応するための備蓄や設備等の整備に努めるとともに機器の使用訓練等、災害に必要な準備に努める。

＜市（福祉保健部）＞

- 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班について、こころのケアも含め活動内容や編成体制等を整備しておく。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう体制を整備しておく。
- 保健所との連携等により、在宅難病患者や在宅人工呼吸器使用者の事前把握に努めるとともに、在宅療養の継続も含めた救護・支援体制等を検討する。
- 災害時に在宅人工呼吸器使用者に適切な支援ができるよう、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成24年3月）に基づき、平時からの準備と発災時の対応について、検討する。
- 透析可能な施設について、事前把握に努めるとともに、救護・支援体制等を検討する。

1-5 防疫体制の整備

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 防疫用資器（機）材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 防疫活動に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- 薬品等の受入・調達計画を策定する。
- 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成する。

- 市、関係団体等と連携した動物救護体制を整備する。

2 医薬品・医療資器（機）材の確保

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 狛江市薬剤師会等と締結している災害時の協力協定等に基づき、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 狛江市医師会等と協議のうえ、流通在庫の提供について検討しておく。また、経済性を考慮しながら、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める（備蓄対象は卸売販売業者が復旧するまでの間（目安：72時間）に医療救護所等で必要になる医薬品等とする）。
- 狛江市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所、センター長（災害薬事コーディネーター）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。
- 医薬品等が不足した場合の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に狛江市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。
- 関係機関等の協力の下、医薬品・医療資器（機）材の提供等に関するマニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。
- 災害薬事センターを複数か所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と市が協議の上決定する。災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。

＜狛江市医師会＞ ＜狛江市歯科医師会＞ ＜狛江市薬剤師会＞

- 医療品・医療資器（機）材の確保について、必要な医療品等に関する助言や在庫提供の検討等、市に協力する。

＜都（福祉保健局）＞

- 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器（機）材・単品補充用医薬品を備蓄する。
- 災害拠点病院の応急用資器材整備に対して補助金を交付することにより、災害時における医療施設の機能の低下を防ぎ、重症者の適切な医療を確保する。
- 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議する。
- 東京DMAT指定病院に災害時医療支援車（東京DMATカー）や医療資器（機）材等を配備する。

3 遺体の取扱い

＜市（福祉保健部・都市建設部）＞

- 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
 - ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項

- ・行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
 - ・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・遺体収容所設置等に供する資器（機）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資することを配慮して、谷戸橋地区センター（予備施設として泉龍寺）を使用するものとし、関係機関に公表する。
- 具体的な業務内容、人員配置（職員へのケア体制含む）、搬送体制、収容所の設置、遺族に対する心遣い等、遺体の取扱い業務に関する対応マニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。
- 他地方公共団体との連携や協定先である東京多摩葬祭業協同組合、ボランティア、市民団体等、各機関等との連携強化を図るための体制づくりを検討する。

＜市（市民生活部）＞

- 火葬（特例許可書の発行、都による広域火葬）の取扱い業務に関する対応マニュアル等を策定し、適宜、訓練等を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導する。
- 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築する。

【応急対策】

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1 初動医療体制 | 4 行方不明者の捜索、遺体の検視・ 検案・身元確認等 |
| 2 医薬品・医療資器（機）材の供給 | |
| 3 医療施設の確保 | |

【医療救護活動におけるフェーズ区分】（東京都地域防災計画より）

| 区 分 | 想定される状況 |
|---------------------|--|
| 0 発災直後 （発災～6時間） | 建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 |
| 1 超急性期 （6～72時間） | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 |
| 2 急性期 （72時間～1週間） | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 |
| 3 亜急性期 （1週間～1か月） | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況 |
| 4 慢性期 （1～3か月） | 避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 |
| 5 中長期 （3か月以降） | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況 |

【主な医療救護活動】（東京都地域防災計画より）

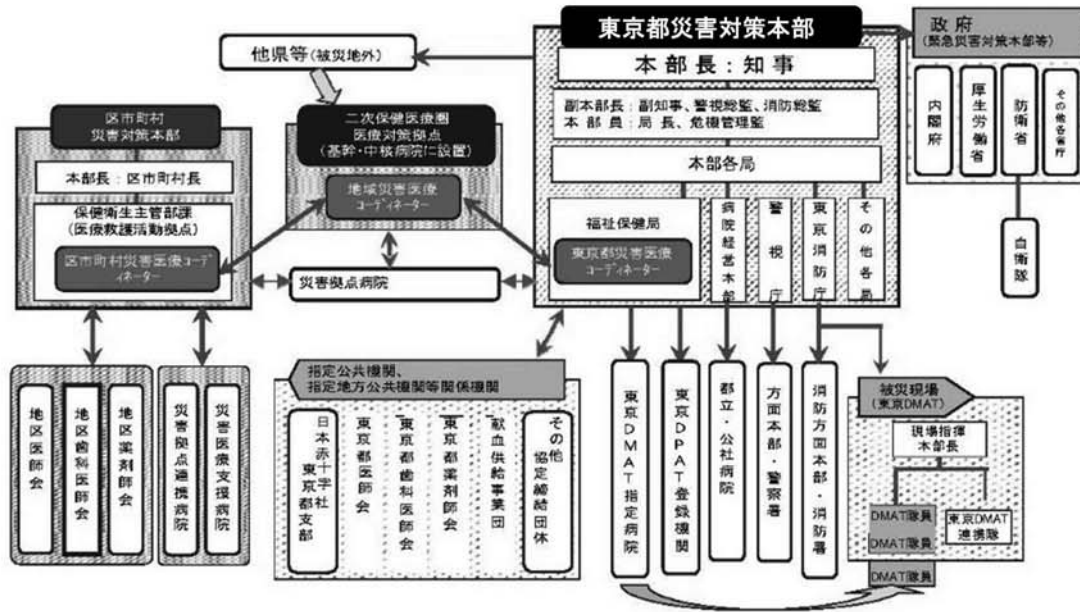
| 区 分 | 主な活動内容 |
|--------|---|
| 0 発災直後 | ○ 被害状況の収集・集約 ○ 東京DMATの出場 ○ 緊急医療救護所の運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送 |
| 1 超急性期 | ○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援 ○ 医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給 |
| 2 急性期 | ○ 他県医療救護班の受入れ ○ 避難者の定点・巡回診療 |
| 3 亜急性期 | |
| 4 慢性期 | |
| 5 中長期 | |

1 初動医療体制

1-1 医療情報の収集伝達体制

■業務手順

【発災直後の連携体制（イメージ）】（東京都災害時医療救護活動ガイドラインより）



《市（福祉保健部）》

- 狛江市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知するとともに、市民に対する相談窓口を設置し、医療情報の提供や医療相談に対応する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 会員からの情報提供等により被害状況等の把握に努め、市に情報提供を行う。

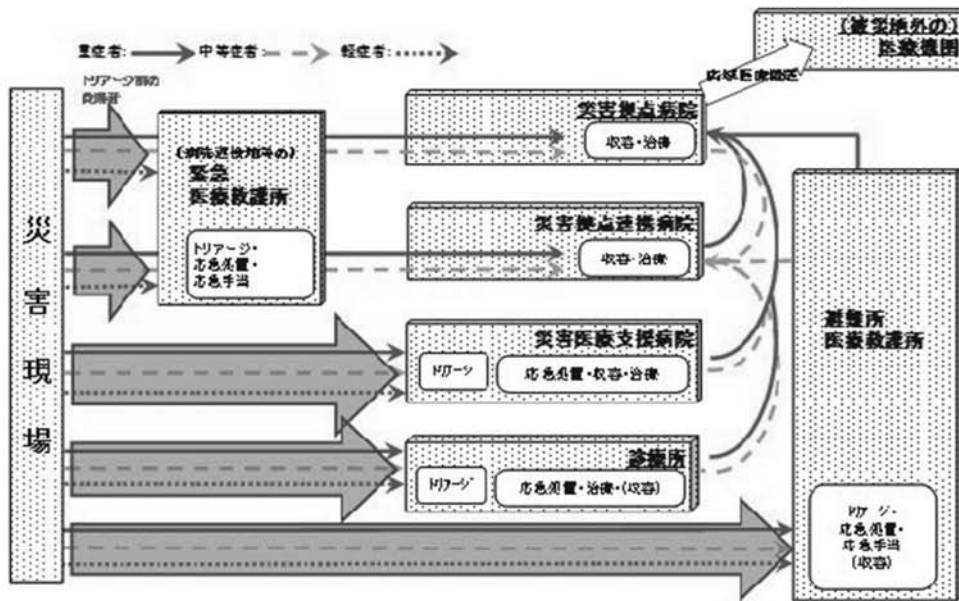
《都（福祉保健局）》

- 区市町村、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会など関係機関と連携し、都災害医療コーディネーターを中心に被災状況及び活動状況等を収集する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被災状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有化する。
- 医療機関の被災状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区市町村と情報を共有化する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

1-2 初動期の医療救護活動

■業務手順

【災害時医療救護の流れ】（東京都地域防災計画より）



■ 災害医療コーディネーター

《市（福祉保健部）》

- 市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。

《都（福祉保健局）》

- 都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。
- 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、都職員等とともに医療対策拠点を運営し、圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。
- 都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。
- 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援する。

■ 医療救護活動

《市（総務部・福祉保健部）》

- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会に対して、協定に基づき、医療救護活動等の実施を要請する。
- 医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。
- 必要に応じて近隣の市区、災害時応援協定締結先の自治体等に応援を求める。
- 医療救護体制が不足する場合には、都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都（福祉保健局）その他関係機関に対し応援を要請する。

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《狛江市薬剤師会》

- 積極的に医療救護活動等に協力する。
- 市から医療救護班等の派遣要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、それぞれ医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成・派遣し、医療救護所等における医療救護に従事する。

| 区 分 | 内 容 | 編 成 |
|---------|---|---|
| 医療救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者に対する応急処置 ・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ・ 助産救護 ・ 死亡の確認 ・ 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として医師1人、看護要員1人、事務員1人で1班とする。 ・ 事務員については市災害対策本部において配置することができる。 ・ 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市長と狛江市医師会長が協議して定める。 |
| 歯科医療救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ・ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として歯科医師1人、歯科衛生士1人、事務員1人で1班とする。 ・ 事務員については市災害対策本部において配置することができる。 ・ 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市長と狛江市歯科医師会長が協議して定める。 |
| 薬剤師班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ・ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として薬剤師3人で1班、又は、薬剤師2人、事務員1名で1班とする。 ・ 事務員については市災害対策本部において配置することができる。 ・ 出動する班の数及び形態は、市災害医療コーディネーターの助言に基づき、市長と狛江市薬剤師会長が協議して定める。 |

《狛江消防署》

- 署所に仮救護所を設置し、災害時支援ボランティア等と連携し、傷病者の救急処置やその他応急救護上必要な措置をとる。
- 市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、消防力に余裕がある場合は、救急隊等を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を支援する。
- 東京DMA Tが派遣される場合には、連携して活動を行う。

＜都（福祉保健局）＞

- 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
- 東京DMAT、都医療救護班等を派遣する。

■ 医療救護活動拠点、医療救護所等

＜市（福祉保健部）＞

- 被災直後の超急性期において、協定に基づき、災害拠点病院である東京慈恵会医科大学附属第三病院の施設や用地等に緊急医療救護所を設置し、運営する。
- 避難所等に医療救護所を設置する。医療救護所を設置する場所は、避難所、福祉避難所、医療機関及び災害現場とし、状況に合わせて設置するものとする。
- 急性期以降は、医療救護活動拠点をあいとぴあセンターに設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。
- 医師会等の協力を得て、避難所等において定点・巡回診療を実施する。

＜都（福祉保健局）＞

- 相互応援協定等に基づく医療救護班等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。
- 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。

1-3 負傷者等の搬送体制

■ 負傷者の搬送

＜市（福祉保健部等）＞

- 搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じて、被災現場から医療救護所までの搬送を車両等により行う。
- 必要に応じて、協定の締結先である自動車運送事業者等に対して、傷病者等の搬送を要請する。

＜市（福祉保健部等）＞ ＜都（福祉保健局）＞

- 東京消防庁等の関係機関と連携し、負傷者等の災害拠点病院等への搬送を車両等により行う。

＜狛江消防署＞

- 可能な範囲で救急隊を派遣し、傷病者の応急処置や災害拠点病院等への搬送を行う。
- 搬送は、原則として、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。

＜自衛隊＞

- ヘリコプター等を活用し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

＜都（福祉保健局）＞

- 多数の患者を搬送するため、圏域内で調整ができない場合、東京都は国や関係団体に必要な協力

要請を行う。

■ 医療スタッフの搬送

《市（福祉保健部等）》 《都（福祉保健局）》

- 市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。なお、医療スタッフは必要に応じて自ら災害現場へ向かう。
- 必要に応じて、協定の締結先である自動車運送事業者等に対して、医療スタッフ等の搬送を要請する。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

1-4 保健衛生体制

■ 保健活動

《市（総務部・福祉保健部）》

- 巡回健康相談等を行うため、ボランティアや関係機関等の協力を得ながら、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動班は、防疫班等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、協定の締結先の自治体に保健活動班の派遣を要請する。

《都（福祉保健局）》

- 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握するとともに、DHEATや保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 市における保健活動班の活動及び市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。
- 環境衛生指導班及び食品衛生指導班を必要に応じて編成する。
- 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。
- 市からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災市区町村や他県等に保健活動班の派遣を要請する。
- 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京DPAT及び他県DPATを派遣する。

■ こころのケア

《市（福祉保健部）》 《都（福祉保健局）》

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 市が編成する保健活動班は、都が編成する巡回精神相談チームと連携をとり、精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野においたこころの健康に関する相談を行う。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

■ 在宅難病患者への対応

《市（福祉保健部）》 《多摩府中保健所》

- 市及び保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。

《市（福祉保健部）》

- 在宅難病者の搬送等について、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランにおける支援の対象者については、必要に応じて都や医療機関等と連携して対応する。

《都（福祉保健局）》

- 市からの要請に応じ、医療機関及び他自治体等と連携し、在宅難病者の搬送及び救護体制の支援に努める。

■ 在宅人工呼吸器使用者への対応

《市（福祉保健部）》

- 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

《都（福祉保健局）》

- 市からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他地方公共団体等と調整に努める。

■ 透析患者等への対応

《市（福祉保健部）》

- 都及び医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。

《都（福祉保健局）》

- 東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じて、水、医薬品等の供給、患者搬送について、関係機関と調整する。
- 他地方公共団体への支援要請について、必要な調整を図る。

■ 被災動物の保護

《市（福祉保健部）》

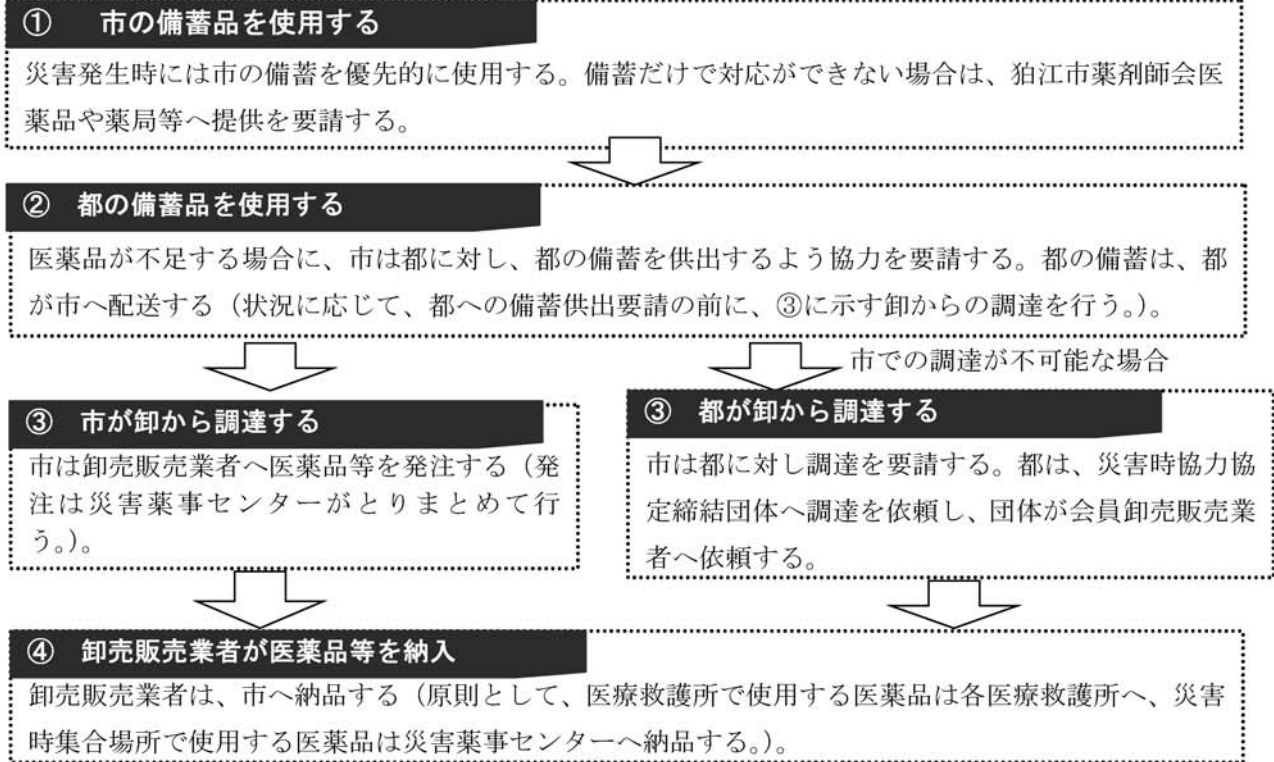
- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。
- 協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。

＜都（福祉保健局）＞

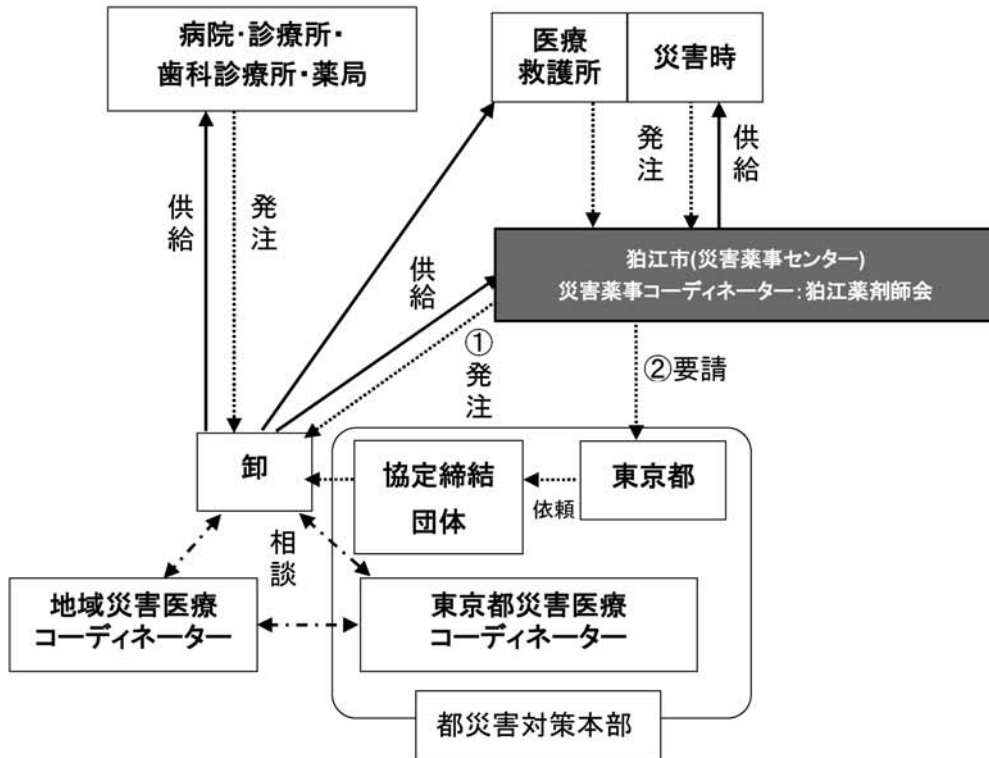
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

2 医薬品・医療資器（機）材の供給

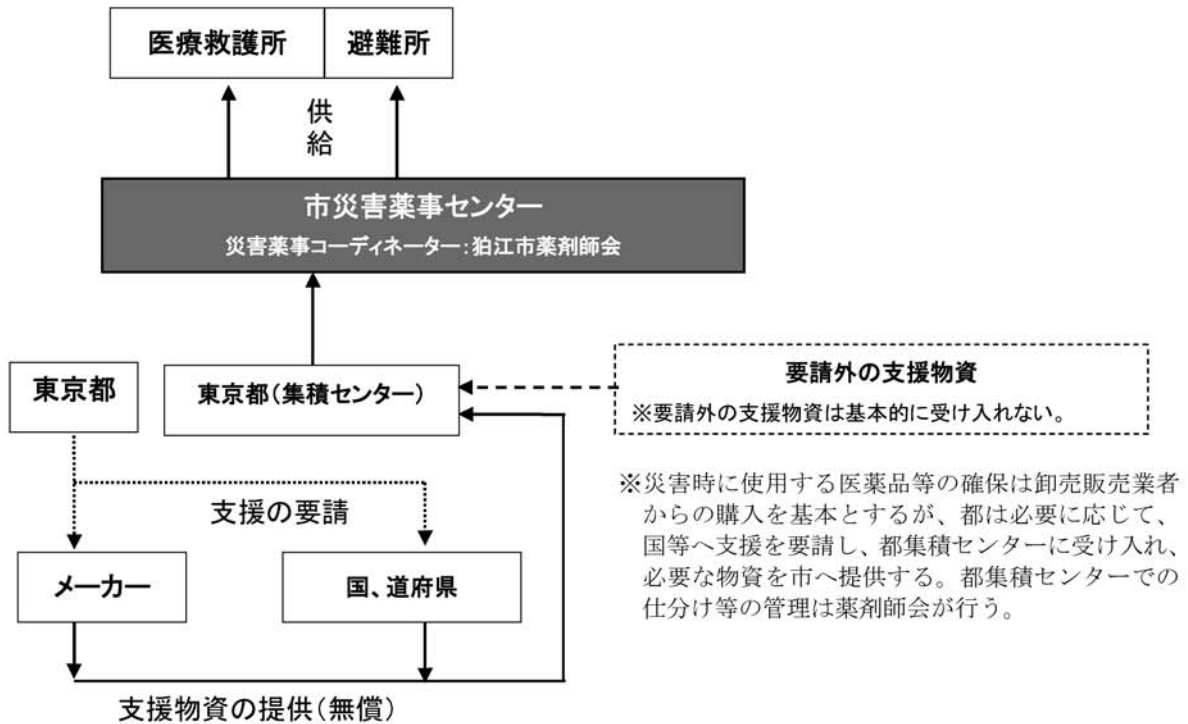
【市が使用する医薬品等の調達手順】（東京都地域防災計画より）



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】（東京都地域防災計画より）



【支援物資供給の流れ】（東京都地域防災計画より）



■ 災害薬事センターの設置

≪市（福祉保健部）≫

- 狛江市薬剤師会と連携して、薬剤師班や医療救護所や避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。
- 災害薬事センターのセンター長（災害薬事コーディネーター）は、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等

≪狛江市薬剤師会≫

- 災害薬事センターの管理・運営に協力し、医薬品の仕分け・管理を行う。

■ 医薬品・医療資器（機）材の供給

≪市（福祉保健部）≫

- 狛江市医師会、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用するとともに、狛江市薬剤師会と協議のうえ、薬局等の在庫医薬品の提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う。）。
- 備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送を行う。
- 備蓄及び狛江市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、狛江市薬剤師会と協議のうえ、災害薬事センターで医療救護所及び避難所で必要な医薬品等を取りまとめて、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都（福祉保健局）へ調達を要請する。
- 狛江市医師会（医療救護班）が使用する災害備蓄医薬品等の搬送を行う。

＜狛江市医師会＞

- 狛江市医師会（医療救護班）は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用する消耗資器（機）材については、後日市に費用を請求するものとする。

＜狛江市薬剤師会＞

- 会員薬局等の在庫医薬品の情報収集を行うとともに、市からの要請に基づき、又は必要に応じて、会員薬局等の在庫医薬品を医療救護所等へ提供する。この場合に使用する消耗資器（機）材については、後日市に費用を請求するものとする。

＜都（福祉保健局）＞

- 市から要請があった場合、市に代わって医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、必要に応じて東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。

＜医薬品等の卸売販売業者＞

- 市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。

＜災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）＞

- 使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

＜災害拠点連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局＞

- 使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

■ 血液製剤の確保

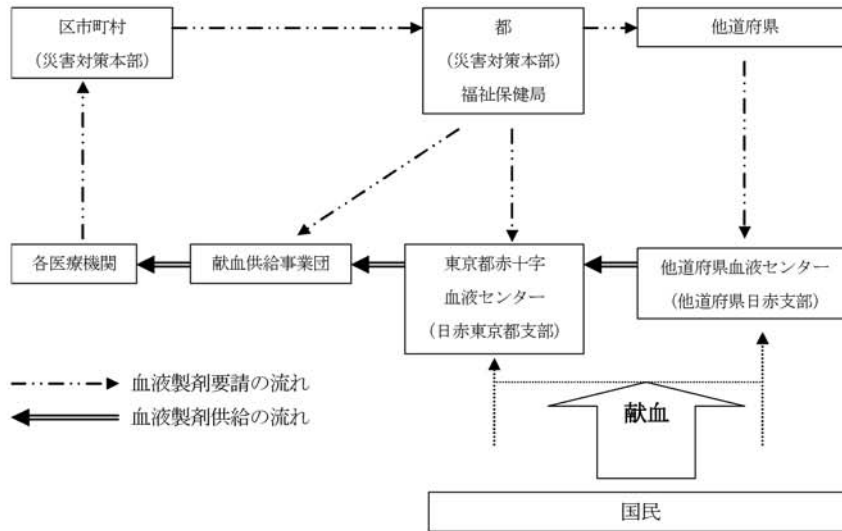
＜市（福祉保健部）＞

- 血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

《都（福祉保健局）》

- 市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日本赤十字社東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

【血液製剤の供給体制】（東京都地域防災計画より）



3 医療施設の確保

《医療機関等》

- 災害拠点病院（東京慈恵会医科大学附属第三病院）は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）のうち、小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた診療所、透析や産婦人科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。

【災害拠点病院等】

| 名称 | 説明 |
|----------|--|
| 災害拠点病院 | 主に重症者の収容・治療を行う病院 |
| 災害拠点連携病院 | 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 ※狛江市内にはない。 |
| 災害医療支援病院 | 専門医療、慢性疾患への対応等の医療活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院） |

《都（総務局・福祉保健局）》

- 災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請する。
- 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

《自衛隊》

- 救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施する。

4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

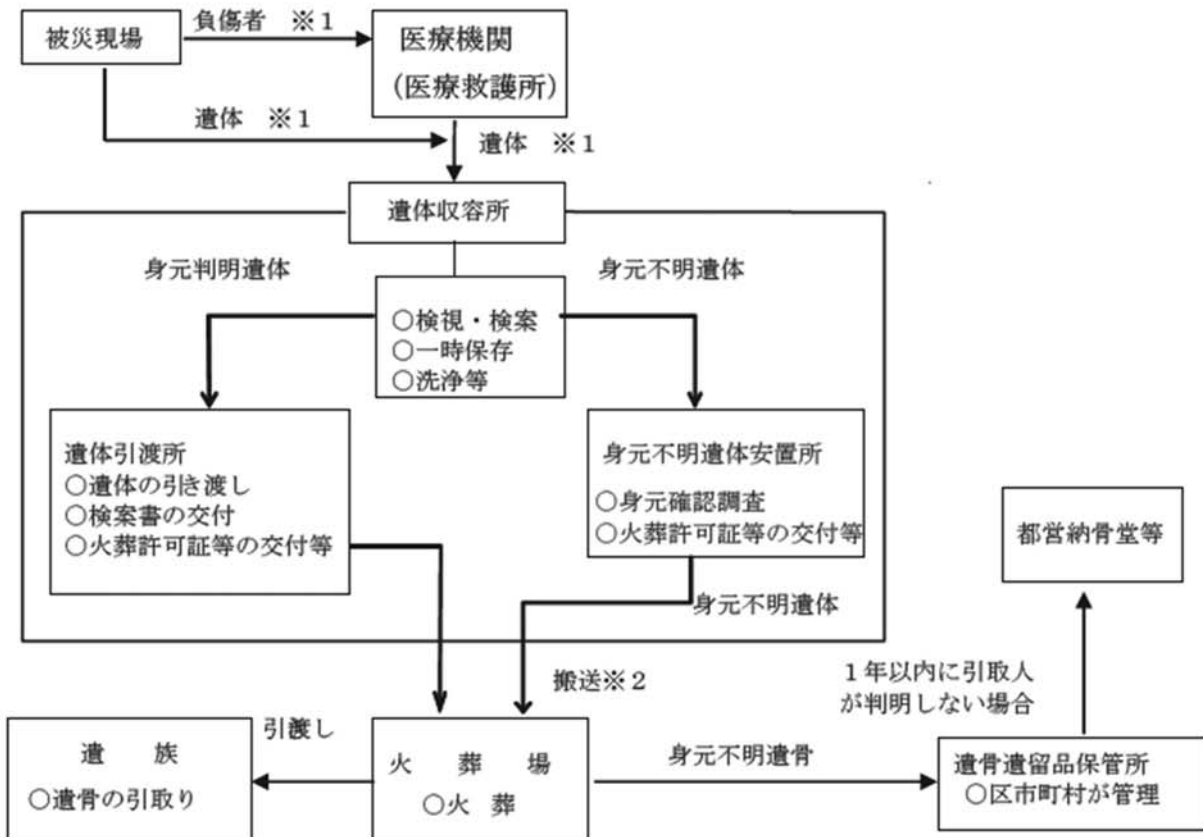
《市（総務部・企画財政部・市民生活部・福祉保健部・都市建設部）》

《狛江市医師会》 《狛江市歯科医師会》 《調布警察署》 《都（総務局・福祉保健局）》

《監察医務院》 《陸上自衛隊》

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と市は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

【遺体取扱いの流れ】（東京都地域防災計画より）



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に基づき、下表のとおり定められている。

| 区 分 | | 内 容 |
|------------------|---------|--|
| 搜索の期間 | | ○ 災害発生の日から10日以内とする。 |
| 期間の延長 (特別基準) | | ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等） |
| 国 庫 負 担 | 対象となる経費 | ○ 搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 |
| | 費用の限度額 | ○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲 |
| | その他 | ○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上 |

【遺体処理の期間等と国庫負担】

| 区 分 | | 内 容 |
|------------------|--|--|
| 遺体処理の期間 | | ○ 災害発生の日から10日以内とする。 |
| 期間の延長 (特別基準) | | ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事に申請する。 |
| 国庫負担の対象 となる経費 | | ○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 |

■ 遺体の捜索についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|---|
| 市（都市建設部） | ○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の支援や遺体発見時に専門機関と協力・連携し、遺体の収容等を実施する。 |
| 都（総務局） | ○ 関係機関との連絡調整にあたる。 |
| 調布警察署 | ○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。 |
| 陸上自衛隊 | ○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救出救助を実施、救出救助活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。 |

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

■ 遺体の搬送(遺体収容所まで)についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|--|
| 市（都市建設部） | ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を必要に応じて遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 |
| 都（総務局） | ○ 市及び関係機関等との連絡調整を実施する。 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 |

■ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|---|
| 市（福祉保健部） | ○ 災害発生後速やかに遺体収容所を開設する。 ○ 都及び調布警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。 ○ 協定に基づき、東京多摩葬祭業協同組合に必要な業務の協力を要請する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ○ 都及び調布警察署等と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。 |
| 調布警察署 | ○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣を命令する。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|--|
| 都（福祉保健局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集する。 ○ 市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。 |

■ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|---|
| 市（福祉保健部） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。 |
| 狛江市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力する。 |
| 狛江市歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び調布警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。 |
| 調布警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 |
| 都（福祉保健局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器（機）材が不足する場合、関係団体に要請する。 |
| 監察医務院 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ○ 検案班は、検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |

■ 身元確認に関する機関別活動内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|--|
| 市（福祉保健部） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 調布警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 必要に応じて、遺骨遺留品保管所を設置する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 |
| 調布警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身元確認班は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に遺体引渡班に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市長に引き継ぐ。 |

■ 市民等への死亡者に関する情報提供についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------------------------|--|
| 市（総務部） （企画財政部） （福祉保健部） | ○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び調布警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。 |
| 都（総務局） | ○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、市、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。 |

■ 遺体の遺族への引渡しについての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|--|
| 市（福祉保健部） | ○ 調布警察署や関係機関と連携し、調布警察署 遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。 |
| 調布警察署 | ○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。 |

■ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------------------|---|
| 市（市民生活部） （福祉保健部） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受領する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。 |
| 都（総務局） | ○ 市に対して、必要な支援措置を講ずる。 |

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

2 火葬

1 防疫体制の確立

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

■防疫活動

＜市（福祉保健部・環境部）＞

- 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。
- 必要に応じて、所属職員や他地方公共団体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。
- 被災戸数及び防疫活動の実施について、都（福祉保健局）に対し、迅速に連絡する。
- 防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないと認める場合は、都（福祉保健局）又は狛江市医師会に協力を要請する。
- 必要に応じて、保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。

＜狛江市医師会＞

- 市からの要請に基づき、市が編成する防疫班に医師を派遣する等、防疫活動に協力する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市の防疫活動を支援・指導する。
- 東京都医師会、東京都薬剤師会等に市の防疫活動に対する協力を要請する。
- 他地方公共団体を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施する。
- 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。
- 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。
- 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。
- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整する。
- 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器（機）材が不足したときは、都福祉保健局において調達する。
- 市の衛生管理対策を支援・指導する。環境衛生指導班による生活環境の衛生確保と食品衛生指導班による食品の安全確保を行う。
- 市における保健活動班の活動を支援する。

【班別役割分担】

| 班名 | 機関名 | 役割 |
|---------|------|---|
| 防疫班 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のため広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 |
| 消毒班 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒(指導) 避難所の消毒の実施及び指導 |
| 保健活動班 | 市 | <ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談の実施 広報及び健康指導 |
| 食品衛生指導班 | 保健所等 | <ul style="list-style-type: none"> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 殺菌、消毒剤の調整 |
| 環境衛生指導班 | 保健所等 | <ul style="list-style-type: none"> 飲料水の塩素による消毒の確認 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 |

■ 感染症対策

《市（福祉保健部）》

- インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

《都（福祉保健局）》

- インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、保健所を通じて市に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

■ 被災動物の保護

《市（福祉保健部）》

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。（再掲）
- 協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。（再掲）

《都（福祉保健局）》

- 動物救援本部との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整を行う。
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

2 火葬

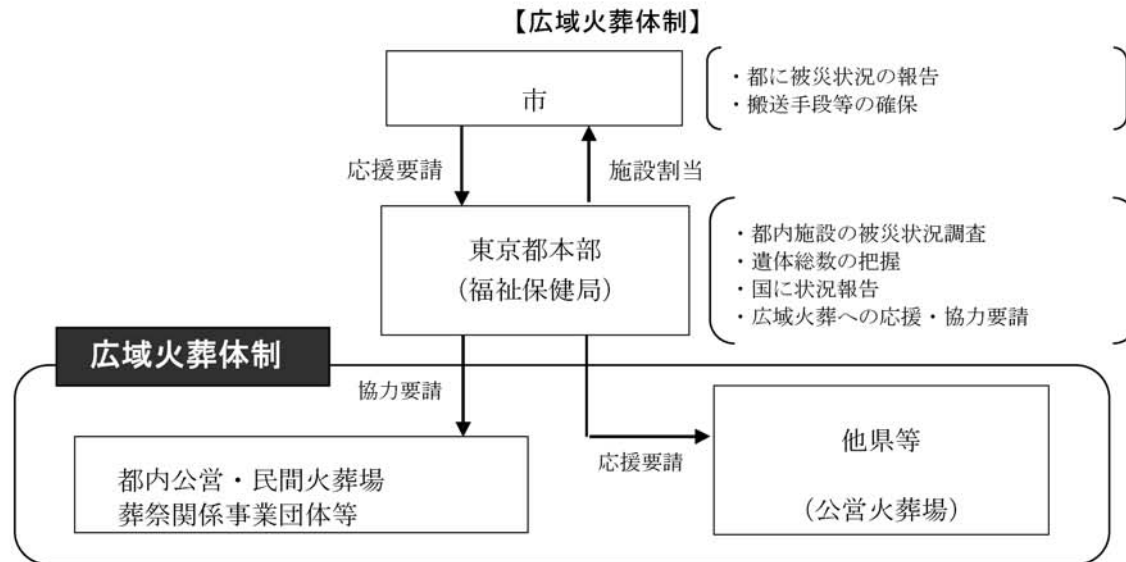
遺体の火葬は、必要に応じて、市において、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

■ 火葬特例の適用・許可証発行について

《市（市民生活部）》

- 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を必要に応じて発行する。

■ 広域火葬の実施について（東京都地域防災計画より）



《市（市民生活部）・総務部》

- 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都福祉保健局と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保するとともに、交通規制が行われている場合には、緊急通行車両

の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

＜都（福祉保健局・建設局）＞

- 広域火葬が必要と判断した場合には、東京都広域火葬実施計画（平成11年3月）に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証したうえで、広域火葬の実施を決定し、速やかに市及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。
- 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。
- 各火葬場の受入可能数に応じ、各市区町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。
- 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の市及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。
- 遺体の搬送について市から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
- 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。
- 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力をを行う。

第8章 避難者対策

基本的な考え方

- ・市民の避難に備え、事前に災害時集合場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。
- ・本章では、要配慮者も含めた避難者対策として、避難所・災害時集合場所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組を定めている。

現在の対策の状況

- ・市においては、災害時集合場所26か所、避難所13か所、福祉避難所20か所を指定している。
- ・市内幼稚園3園と平成26年1月に災害時における災害時集合場所及び福祉避難所の使用等に関する協定を締結したほか、農地を緊急避難の場所として使用すること等を目的とした防災協力農地の登録を推進し、災害時集合場所等の確保を図っている。
- ・世田谷区と締結した協定実施細目により、市と区の行政境界周辺にある避難所等の相互利用について具体化を図った。
- ・安全かつスムーズな避難行動がとれるよう、避難ルート等を確認できる防災マップやハザードマップを作成し、全戸及び転入者に配布しているほか、現在地から最寄の避難所までの経路を探索できるスマートフォン用のアプリケーション（防災マップアプリ）を配信している。
- ・避難所となる施設等は、優先的に耐震改修等を実施した。
- ・避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12か所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（令和2年4月1日現在）。
- ・避難行動要支援者の対策として、避難行動要支援者名簿の作成を行うほか、モデル地区の実地検証を通じてモデルプランを作成し、自治会等の支援組織の避難体制の整備を進めている。
- ・平成26年3月に自動車運送事業者4社と災害時における輸送等の協力に関する協定を締結する等、災害時における要配慮者等の搬送体制の整備を進めている。
- ・平成25年3月に東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、災害時に飼育動物等を保護するための体制づくりを進めている。
- ・令和元年12月に日産自動車株式会社及び日産プリンス西東京販売株式会社、令和2年2月に東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社と災害時における電動自動車の供給に関する協定を締結し、避難所等における停電対策の強化を図った。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

| 被害項目 | | 多摩直下地震 | 東京湾北部地震 |
|---------------|--------------------------|---------|---------|
| 避難人口 | | 12,640人 | 12,457人 |
| | 避難所へ避難する人 | 8,216人 | 8,097人 |
| | 避難所以外のところへ避難する人 | 4,424人 | 4,360人 |
| 電力施設（停電率） | | 5.1% | 5.6% |
| 通信施設（固定電話不通率） | | 1.8% | 3.7% |
| ガス施設（供給停止率） | ブロック内全域でSI値が60kine超のケース | 0.0% | 0.0% |
| | ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース | 100.0% | 100.0% |
| 上水道施設（断水率） | | 25.8% | 19.6% |
| 下水道施設（管きょ被害率） | | 17.5% | 17.5% |

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

課題

- 被害想定では多摩直下地震における避難生活者数が8,216人であり、現在の指定避難所の収容可能人数を超過している。
- 女性や要配慮者の特性を踏まえた避難所となり得る施設、設備等を確保する必要がある。
- 東日本大震災等の事例では、避難所運営における防犯、衛生、プライバシー等の安心安全面、また、女性や要配慮者等への配慮が十分でなかったという課題が浮き彫りとなった。
- 自力で避難できない、また、支援者のいない避難行動要支援者等に対する避難手段を確保する必要がある。

主な対策の方向性

- 被害想定での避難生活者数等を踏まえ、避難者の発生の抑制に努めるとともに、新たな避難先の確保、在宅避難者への支援、避難方法のあり方について検討する。
 - 女性や要配慮者に配慮した多様な避難所のあり方を検証し、それを踏まえた施設の確保や機能の拡充を図る。
 - 避難所運営協議会同士の交流や連携を図ることにより、市全体で避難所の運営体制を強化する。
 - 災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。
- （※）災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
- 自力で避難できない、また、支援者のいない避難行動要支援者等に対して、地域における支援体制の確立を推進する。

【予防対策】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 避難体制の整備 | 3 避難所の管理運営体制の整備等 |
| 2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化 | 4 要配慮者等への対策 |
| 5 車中泊 | |

1 避難体制の整備

■避難体制の確保

＜市（総務部・教育部）＞

- 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 隣接する市区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する市区であらかじめ協議して対処する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所や災害時集合場所の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら市民に周知していく。
- 災害時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、農地、寺社の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。
- 震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区についても、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるため、平時から、寺社の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 負傷者や要配慮者を迅速に搬送するため、輸送事業者とあらかじめ協定等を締結するなど協力体制の整備を図る。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
- 平日の夜間や休日等に発災した場合でも、避難所の開錠等の初動対応を速やかに行うことができるよう市内又は近隣市区に在住する職員を初動要員として任命する。（再掲）
- 平日の夜間や休日等、職員が対応できない状況にあっても、地域で災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、消防団、町会・自治会や狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織の役員等に避難所等の鍵の管理を委任する。

＜都（総務局）＞

- 広域避難誘導に関する検討をする。
- 震災対策訓練等を通じた防災行動力を向上させる。
- 災害時集合場所等の周知に関して市と連携する。

2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化

《市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部・都市建設部）》

- 指定した避難所（福祉避難所）について、避難所と福祉避難所の役割や運用の違い等を含めて市民に周知する。
- 避難所に指定されていない公共施設について、避難所の補完的利用等を検討する。また、避難所に指定している都立狛江高等学校においては、災害時に施設や敷地等を有効に活用できるよう、避難所以外の用途で使用することも検討していく。
- 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
- 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ・避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造を備えた公共建物等（学校等）を利用する。
 - ・避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする。
- 避難所に指定した建物については、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。あわせて、備蓄品等の収納スペースの確保に努める。
- 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都に報告する。
- 指定した災害時集合場所について、住民に周知しておく。指定する際は、自主防災組織や防災機関と協議して選定する。
- 災害時集合場所の指定については、安全を確保できるように選定する。
- 避難所等の選定にあたっては、市外や民間施設等を含めて多様な視点からの確保を検討する。また、協定締結自治体等との間で、市が被災したとき、災害の規模に応じた先方の受入体制や施設活用等についての情報交換等を行うなど、あらかじめ協力体制を整備しておく。
- 地域の安全性をより一層確保するため、和泉多摩川緑地について、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容も踏まえながら、避難者対策や帰宅困難者対策等を含めた広域的な対策の拠点となるよう防災機能を有する都立公園として整備することを都に積極的に要請していく。

【避難所等】

| 名 称 | 内 容 |
|---------|---|
| 災害時集合場所 | 近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド、公園、緑地等のオープンスペース等をいう。 ※災害対策基本法での指定緊急避難場所を指す。（災害対策基本法第49条の4） |
| 避難所 | 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。 ※災害対策基本法での指定避難所を指す。（災害対策基本法第49条の7） |

【震災時の災害時集合場所・避難所】

| 名 称 | 災害時集合場所 | | 避難所 | | 所 在 地 |
|-------------------|---------|---------------------|--------|---------------------|---------------|
| | <屋外> | 面積(m ²) | <体育館等> | 面積(m ²) | |
| 狛江第一小学校 | ● | 4,423 | ● | 956 | 和泉本町1-37-1 |
| 狛江第三小学校 | ● | 6,490 | ● | 787 | 猪方1-11-1 |
| 狛江第五小学校 | ● | 4,285 | ● | 694 | 東野川1-35-13 |
| 狛江第六小学校 | ● | 4,398 | ● | 700 | 駒井町1-21-1 |
| 和泉小学校 | ● | 6,253 | ● | 711 | 中和泉3-33-1 |
| 緑野小学校 | ● | 6,278 | ● | 787 | 和泉本町4-3-1 |
| 狛江第一中学校 | ● | 8,202 | ● | 907 | 和泉本町2-15-1 |
| 狛江第二中学校 | ● | 6,517 | ● | 2,469 | 猪方2-7-1 |
| 狛江第三中学校 | ● | 7,087 | ● | 889 | 元和泉1-23-1 |
| 狛江第四中学校 | ● | 6,505 | ● | 946 | 東野川4-1-1 |
| 西和泉体育館 | — | — | ● | 694 | 西和泉1-16-1 |
| 上和泉地域センター | — | — | ● | 540 | 和泉本町4-7-51 |
| 都立狛江高等学校 | ●※ | 13,763 | ● | 4,071 | 元和泉3-9-1 |
| 多摩川左岸一帯 | ●※ | 約570,000 | — | — | 元和泉3丁目～駒井町3丁目 |
| 西河原公園 | ●※ | 16,070 | — | — | 元和泉2-38-1 |
| 防衛省共済組合狛江スポーツセンター | ●※ | 16,822 | — | — | 元和泉2-30 |
| 狛江こだま幼稚園 | ● | 2,820 | — | — | 中和泉3-14-8 |
| 狛江みずほ幼稚園 | ● | 3,353 | — | — | 岩戸南4-14-1 |
| 子鹿幼稚園 | ● | 684 | — | — | 東野川3-17-1 |

※印は、旧広域避難場所

■ 避難上重要な道路等の安全化

《市（総務部・都市建設部）》

- 市では、避難者を安全かつ円滑に確実に誘導するため、都と連携して今後も都道の整備を進めるとともに、市道の整備や橋梁などの公共土木施設の耐震性の維持に努める。
- 避難路のために用いられる道路周辺の火災が延焼拡大した際に、避難者の安全を確保するため、街頭消火器をはじめとする消防水利の整備に努める。

《狛江消防署》

- 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

《東京電力グループ》

- 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。

- 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。
- 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。

＜東京ガス＞

- 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

＜都（水道局）＞

- 避難所への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。

＜都（総務局）＞

- 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールを検討する。
- 災害時集合場所・避難所等を住民へ周知する。

3 避難所の管理運営体制の整備等

■ 避難所の管理運営体制

＜市（総務部・教育部）＞

- 避難所の管理運営は、地域住民等による自主運営を基本とする。なお、すでに避難所運営協議会が設置されている避難所については、避難所運営協議会が中心となって行う。
- 避難所運営協議会が平時に行っておくべき協議内容は次のとおりである。
 - ・避難所の運営・管理体制の検討に関すること。
 - ・避難所の運営・管理計画の作成に関すること。
 - ・避難所開設・運営訓練に関すること。
- 避難所運営協議会同士の連携強化や情報交換等を図るため、定期的に連絡会等を開催するとともに、各協議会の活動を支援する。
- 平日の夜間や休日等、勤務時間外でも円滑な避難所運営が行われるよう、職員の初動態勢を整備するとともに、職員が対応できない状況にあっても、災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、避難所運営協議会の役員等に災害時集合場所等の鍵の管理を委任する。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が策定した避難所管理運営の指針（区市町村向け）（平成30年3月改訂）や東京消防庁による避難所の防火安全対策に基づき、地域住民が中心となって避難所毎に避難所管理運営マニュアルを作成する。
- 上記のほか、避難所の管理運営体制の整備や在宅の避難者に対する支援等に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

＜狛江消防署＞

- 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、避難所管理運営に関するマニュアル等に反映するよう働き掛ける。

- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、市に働きかける。
- 市等の避難所運営を支援する。

＜都（福祉保健局）＞

- 避難所管理運営の指針の改訂や市の避難所運営体制整備を支援する。
- 避難所の衛生管理対策を推進する。

＜都（教育庁）＞

- 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画の策定を支援する。

■ 女性等に対する配慮

＜市（総務部・教育部）＞

- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所運営が行われるよう体制の整備を図る。
- 避難所運営の体制の整備にあたっては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。
- 性別や年齢等によって、固定的な役割分担に固執せず、誰もが積極的に参画できる避難所運営を行うことができるように必要な支援等を行う。
- 避難所の管理運営体制の整備等に関して、マニュアル等を作成する際には、女性の視点等に配慮した具体的な内容となるようにする。

■ 多様な視点からの管理運営体制の確保

＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞

- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 都に対して、人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 避難所については、食料の備蓄や必要な資器（機）材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 避難所運営を担う市民を対象に、運営に関する研修や訓練を行うとともに、自助・共助・公助の役割を市民に啓発していく。
- 避難生活の長期化等に伴う避難生活者のこころのケアに対応できるよう、専門家の確保や職員の養成に努める。
- 環境省による「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25年6月）」を参考に、都、獣医師会等と連携し、災害対策に関する飼い主等への普及啓発、飼養動物の同行避難の訓練、避難所における動物飼養に関する取り決めの検討等、動物救護の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

＜都（福祉保健局）＞

- 飼養動物の同行避難等に関する市の受入体制等の整備を支援する。
- 市、関係団体と協力した動物救護体制を整備する。
- 福祉関係団体の協力によりボランティア派遣体制を確保する。

4 要配慮者等への対策

4-1 要配慮者の避難体制

要配慮者の避難体制の整備については、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の作成等、自ら避難することが困難で特に支援を要する者の対策を優先して取り組む。

■ 避難行動要支援者対策

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする避難行動要支援者について、その支援等、必要な措置を実施するための基礎情報となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。なお、名簿の作成及び活用にあたっては、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（平成29年3月）に基づき、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を図る。

ア 名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録制度実施要綱（平成29年要綱第98号）により次のとおりとする。

- ①75歳以上の一人暮らしの者
- ②75歳以上のみの世帯（同居を含む。）の世帯員
- ③身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）1級又は2級取得者
- ④愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。以下同じ。）1度又は2度取得者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）1級又は2級取得者
- ⑥介護保険要介護3以上の認定を受けており、かつ介護施設に入所していない者。
- ⑦難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定による指定難病の患者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者
- ⑧難病の指定を受けている者のうち、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の取得者
- ⑨上記の他、特に災害時の支援が必要と認められるもの

イ 名簿には次の事項を記載する。

- ①登録番号
- ②氏名
- ③生年月日
- ④年齢
- ⑤性別

- ⑥住所
- ⑦電話番号その他の連絡先
- ⑧町会・自治会・マンション等管理組合・防災会
- ⑨世帯状況
- ⑩居住状況
- ⑪名簿の登録資格（支援等を必要とする理由）

ウ 名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署で把握している必要な情報を集約するよう努めるとともに、市で把握していない必要な情報については、都等に情報提供を求める。

エ 避難行動要支援者に該当する者の転入、転居、死亡、施設等への長期入所等、必要な情報を定期的に確認し、名簿を更新する。また、新たに名簿に掲載された避難行動要支援者には、名簿情報を提供することについて、同意の確認を行う。

オ 平時の声掛け及び安否確認、災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導等、避難行動要支援者を支援する組織（以下「支援組織」という。）は、次のとおりとする。

- ①狛江市民生委員・児童委員協議会
- ②狛江市社会福祉協議会
- ③地域包括支援センター
- ④町会・自治会又はマンション等管理組合
- ⑤狛江市防災会
- ⑥狛江消防署及び狛江市消防団
- ⑦調布警察署
- ⑧福祉サービス事業所
- ⑨安否確認者
- ⑩その他緊急時において、市長が特別に認めた組織及び団体

カ 災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度において、支援組織に名簿の情報を提供する。また、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、避難行動要支援者の同意を得ていない場合であっても、必要な限度で名簿の情報を提供する。

キ 名簿の情報提供に際して、提供先の組織が適正な情報管理を図るよう、市は次の措置を講ずる。

- ・名簿は秘匿性が高い個人情報が含まれるため、支援組織毎に必要な情報を抽出して提供する。
- ・狛江市避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成22年要綱第71号）に規定された秘密保持義務を遵守するよう、十分に説明するとともに、必要に応じて、名簿の情報を提供した支援組織に対して、個人情報の取扱いに関する研修等を実施する。

ク 支援組織関係者等の安全確保を図るため、災害時の支援に関するルール等をあらかじめ検討しておくとともに、必要に応じて市は支援に関する研修等を実施する。

コ 支援組織関係者等が名簿を活用して、早い段階での避難行動を促進することができるよう、高齢者等避難の発令にあたっては、分かりやすい言葉や表現にするとともに、高齢者や障がい者の特性にあった必要な情報を選別して流す等、情報伝達について配慮する。

- 避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための避難支援対策を示した狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランを策定している。
- モデル地区を指定した避難支援に係る実地検証を踏まえ、他地域における支援体制の確立を図る。

- 都、狛江消防署等と連携して、自主防災組織等地域を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、円滑な避難体制の確立と地域の防災行動力の向上に努めるとともに、支援者の参加拡大を図る。
- 寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては、事業所等と協働しながら、近隣や地域住民との地域協力体制の確立に向けて相互に協力しあえるよう充実を図る。
- 災害時の緊急入所や緊急ショートステイ等の利用を円滑に行うため、日頃から緊急対応の制度の習熟を図るとともに、社会福祉施設等、関係機関等とのネットワークを構築する。
- 市内にある民間の福祉事業者に対し、避難行動要支援者の受入れやサービス提供等に協力するよう求めていく。
- 社会福祉施設間における相互応援について、広域的な施設への避難が可能になるよう施設間での調整について助言する。

■ 総合的な避難体制の整備

＜市民＞

- 要配慮者が災害時に円滑に避難できるよう、また、迅速かつ正確に安否確認ができるよう、平時から顔の見える関係づくりに努める。

＜市（総務部・福祉保健部）＞

- 要配慮者について、適切な避難誘導や安否確認等を行うため、地域住民、自主防災組織、狛江市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報の把握、共有及び避難訓練の実施に努めるとともに、情報伝達体制や避難誘導體制の整備を図る。
- 平時からの要配慮者と地域住民との交流を深めるため、その関係づくりを支援する。
- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。
- 名簿に連動したヘルプカードを促進する。

＜狛江消防署＞

- 市等と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ・市等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - ・社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会、自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりに取り組む。

《都（福祉保健局）》

- 要配慮者対策に係る指針を改訂し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、市における要配慮者対策の強化を支援する。
- 在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和2年7月改訂）」などを活用し、市における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。
- 広域的な立場から、安否確認や避難支援、情報提供について、市が障がい者団体等と連携して取り組めるよう支援していく。

【要配慮者・避難行動要支援者の定義】

| | 市、都の定義 | (参考) 災害対策基本法による定義 |
|----------|--|---|
| 要配慮者 | 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者 具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定 | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 具体的には、市区町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

4-2 福祉避難所等の指定・安全化

《市（総務部・福祉保健部）》

- 要配慮者には生活に制限がある点を踏まえたうえで、自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、福祉避難所を指定する。福祉避難所を指定したときは、都福祉保健局に報告する。
- 福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の特性に応じて複数の施設を選定するよう努める。
- 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、可能な限りバリアフリーを備えた建物を利用する。
- 福祉作業所の建設等を行う場合には、福祉避難所としての利用を考慮のうえ、災害時の避難スペース等の確保を検討する。あわせて、備蓄品等の収納スペースの確保に努める。
- 福祉避難所に指定されていない公共施設や市内の福祉施設等については、福祉避難所の補完的利用等を検討する。
- 各福祉避難所の利用用途については、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランで定める。

【震災時の福祉避難所】

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------------|----------------------|
| あいとぴあセンター | 元和泉 2-35-1 |
| 西河原公民館 | 元和泉 2-35-1 |
| 中央公民館 | 和泉本町 1-1-5 |
| 野川地域センター | 西野川 1-6-9 |
| 岩戸地域センター | 岩戸南 2-2-5 |
| 南部地域センター | 猪方 4-11-1 |
| 狛江こだま幼稚園 | 中和泉 3-14-8 |
| 狛江みずほ幼稚園 | 岩戸南 4-14-1 |
| 子鹿幼稚園 | 東野川 3-17-1 |
| 社会福祉法人狛江福祉こまえ苑 | 岩戸南 4-17-17 |
| こまえ正吉苑（ホームヘルプステーション） | 西野川 2-27-23 |
| こまえ正吉苑二番館（地域交流スペース） | 西野川 4-8-8 |
| ミライハウス元和泉（居間） | 元和泉 2-16-11 |
| 複合介護施設和楽（機能訓練室） | 西野川 4-6-9 |
| 愛光女子学園（むらさき寮） | 西野川 3-14-26 |
| 狛江市子育て・教育支援複合施設 | 元和泉 1-11-11 |
| シンフォニー（4階フロア） | 調布市小島町 2-55-4 |
| グループホーム朋1 | |
| グループホーム朋2 | |
| カレーショップ・メイ | 東和泉 4-1-7 アイルステール101 |

4-3 避難所の管理運営体制の整備等

《市（総務部、福祉保健部）》

- 避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、トランシーバー等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 福祉関連のボランティアの派遣について、福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 被害状況や要配慮者の特性等に応じて、複数の福祉避難所を効率的に運営できるよう、開設手順や運営体制について、検討する。
- 福祉避難所について、発災後に遅滞なく設置、管理、運営できるよう、福祉関係事業者等と連携しながら、マニュアル等を整備するとともに、適宜、福祉避難所の運営に関する訓練等を実施する。

5 車中泊

■ 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

○ 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。

(理由)

- ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

■ 車中泊者発生抑制に向けた取組

《都》《市（総務部・福祉保健部・教育部）》

○ 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、その他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。

(啓発事項)

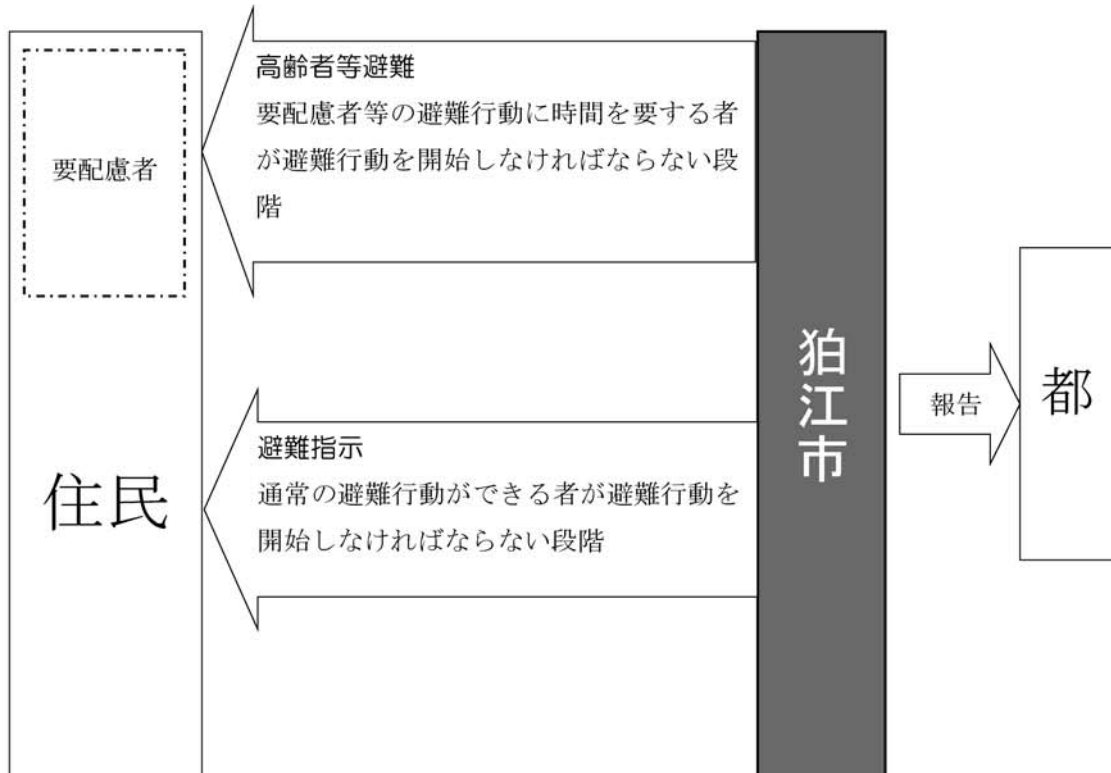
- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- 市は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

【応急対策】

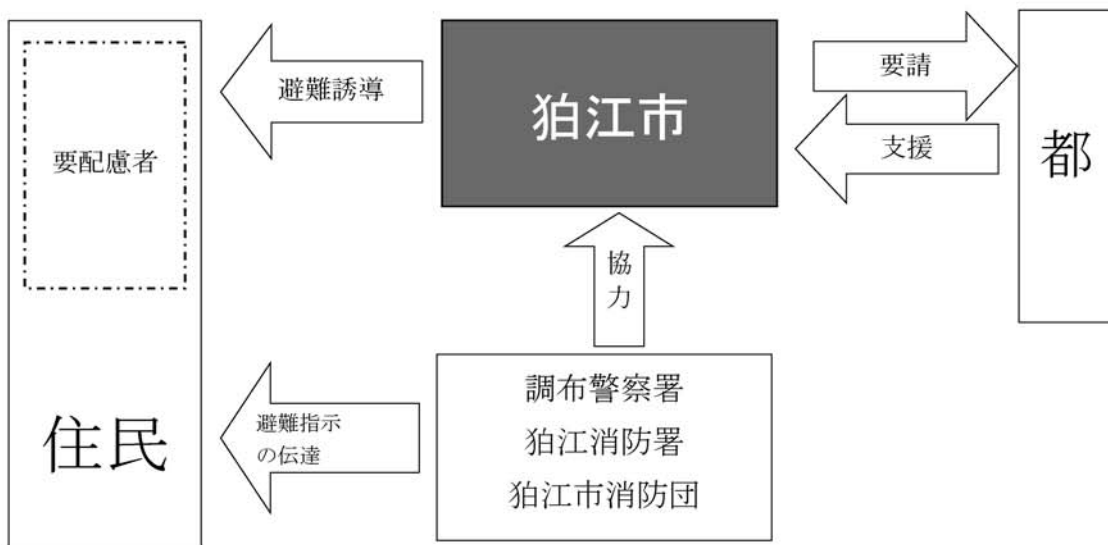
| | |
|-------------|-----------------|
| 1 避難誘導 | 4 ボランティアの受入れ・派遣 |
| 2 避難所の開設・運営 | 5 被災者の他地区への移送 |
| 3 要配慮者等への対策 | 6 動物救護 |

1 避難誘導

【避難指示等】



【避難誘導】



■ 避難指示等

＜市（総務部）＞

- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 市内において危険が切迫した場合には、市長は調布警察署長及び狛江消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。
- 自宅等の屋内に留まるほうが安全な場合、市長は「屋内での退避等の安全確保措置」を指示する。
- 市長は、避難指示等にあたって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求める。

■ 避難誘導

＜市（総務部・子ども家庭部・教育部）＞

- 避難指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等の協力を得て、災害時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に地域又は町会・自治会、事業所単位に集団を編成する。
- 避難した災害時集合場所において、市災害対策本部等と連絡確保を図るとともに、災害の拡大状況等に応じて、リーダー、市職員、警察官等の誘導により、より安全な別の災害時集合場所への避難を行う。
- 震災の状況に応じ、学校長等（園長等を含む。）を中心に、児童（園児等を含む。）・生徒の安全を確保できる避難誘導を行うよう指導する。

＜調布警察署＞

- 地域住民等が災害時集合場所に避難した場合、町会・自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心に集団を形成し、災害の拡大状況等の様子を見ながら、危険が迫ってきた場合には、別の災害時集合場所等に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。
- 避難誘導にあたっては、現場での個別広報のほか、必要に応じて本部に要請し、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づく避難等の措置をとる。
- 災害時集合場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、災害時集合場所の秩序維持に努める。

＜狛江消防署＞

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携した避難指示及び市へその内容の通報を行う。
- 避難指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、関係機関に通報する。
- 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。
- 避難指示が出された時点以降の消火活動は、災害時集合場所、避難道路の安全確保に努める。

＜都（各局）＞

- 都知事は、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。
- 関係各局は、市からの要請に対応する。

＜都（福祉保健局）＞

- 要配慮者に関して市等と連絡調整する。

2 避難所の開設・運営

■ 開設・報告

＜市（総務部・企画財政部・教育部）＞

- 被災者の受入れは、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成したうえで、受け入れる。
- 避難所を開設した場合は、避難所運営者の中から管理責任者を選任する。
- 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に報告する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、臨時広報誌の発行、テレビ、ラジオ、インターネット、ファクシミリ等の活用が可能となるような環境整備に努める。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。（第2部第2章 市民と地域の防災力向上＜応急対策＞5 ボランティアとの連携 参照）
- 避難所は、設置者である市が学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、避難者の市

外への移動について、検討する。

- 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所での食事や物資等の受け取りを必要とする在宅被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるように努める。
- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

■ 避難所の管理

《市（教育部）》

- 各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名するものとする。
- 避難所に配置された市職員は、市災害対策本部の指示に基づき、施設の管理者及び避難所運営協議会等自主防災組織や協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。
- 避難所に配置された市職員の任務は次のとおりである。
 - ・ 避難者及び人員の把握を行う。
 - ・ 避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払いを行う。
 - ・ 避難所の管理運営状況等必要な記録をし、市災害対策本部に報告する。

■ 避難所の運営等

《市（福祉保健部・教育部）》

- 避難所の管理運営は、避難者による自主運営（避難所運営協議会等）を基本とし、必要に応じて市職員、関係機関、ボランティア等が協働する。
- 避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、管理運営に要する職員を適切に配置する。
- 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難所に配置された市職員は、避難所を閉鎖することとなった場合の帰宅行動又は他の避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 避難所の運営にあたって留意すべき事項は、次のとおりである。
 - ・ 震災から相当の期間が経過した時期の運営方法を想定しておくこと。
 - ・ 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定すること。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
 - ・ 避難所における情報管理はできる限り一括で行うこと。
 - ・ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保すること。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を決め、平等かつ能率的な配給を実施すること。
 - ・ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看

護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努めること。あわせて、こころのケアに対応するよう努めること。

- ・プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めること。
 - ・ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知すること。
 - ・時季に応じて、インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施すること。
 - ・時季に応じて、熱中症、食中毒が発生しないよう十分配慮すること。
 - ・傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。
 - ・避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じること。
- 狛江市が設置する避難所等における新型コロナウイルス感染症対応方針（令和2年5月）に基づき、次のとおり感染症拡大防止の取組みを推進する。
- ・可能な限り多くのスペースを開放し、避難者を分散させること。
 - ・定期的な換気を徹底すること。
 - ・避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の手洗い、咳エチケット等基本的な対策を徹底すること。

＜都（各局）＞

- 必要な避難所を確保するため市を支援する。

＜都（福祉保健局）＞

- 避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。
- 避難所管理運営に関して支援する。
- 避難住民に対して健康相談支援を行う。
- 野外受入施設設置に必要な資材に関して連絡調整する。
- 食品衛生指導班による食品の安全を確保する。
- 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いを指導する。
- 市の衛生管理対策を支援する。
- 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。

＜都（教育庁）＞

- 都立学校に避難所を開設する場合に避難所運営協力を支援する。

■ 女性等に対する配慮

＜市（教育部）＞

- 管理責任者は、男女双方の視点等に配慮した運営を心がけ、特に女性が避難所生活において不利益を受けたり、不安を抱かないよう管理運営体制を整える。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の

設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、パトロールの実施、照明の配置による視認性の向上等、避難所における安全性の確保を図り、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- 居住スペースは、女性の安全確保を重視した配置を行い、特に避難所において身寄りの少ない女性避難者に配慮するものとする。

■ その他受入施設

＜市（教育部）＞

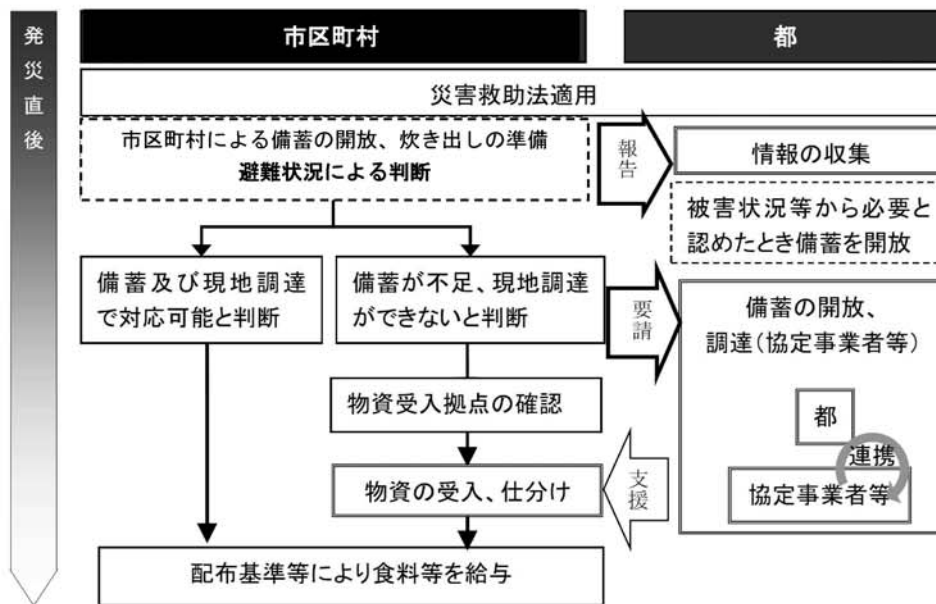
- 避難所に指定されていない公共施設について、当該施設での避難者の受入れが可能な場合は、避難所の補完的利用施設として一時的に被災者の受け入れを実施する。
- 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

■ 食料・生活必需品等の供給・貸与

＜市（教育部）＞

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与等の配布基準は、原則として、都の災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。（第2部第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進＜応急対策＞1 備蓄物資の供給 参照）

【避難所における物資供給のスキーム】（東京都地域防災計画より）



■ 飲料水の安全確保

《市（福祉保健部・教育部）》

- 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

《都（福祉保健局）》

- 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の衛生確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、市からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

■ 食品の安全確保

《市（福祉保健部・教育部）》

- 都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ・ 手洗いの励行
 - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - ・ 情報提供
 - ・ 殺菌、消毒剤の調整
 - ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

■ トイレ機能の確保

《市（総務部・環境部・教育部）》

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等で確保した水を使用し、水洗機能の回復を図る。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

■ 公衆浴場等の確保

＜市（企画財政部・福祉保健部・教育部）＞

- 保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

■ 車中泊

＜都＞＜市（総務部・企画財政部）＞

- 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方にに基づき、啓発事項について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。
- 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。

＜都本部＞

- 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報について知り得た場合、区市町村に対し提供に努める。

＜都福祉保健局＞

- 区市町村から、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞

- 市は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、区市町村において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

3 要配慮者等への対策

■ 避難誘導

＜市（福祉保健部）＞

- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランにおける支援の対象者については、個別計画に基づいて避難する。
- 災害の規模等の状況に応じて、避難行動要支援者名簿の情報について、必要な限度で支援組織に提供することを検討する。
- 避難行動要支援者の避難に際しては、その特性や個々の状態に応じて、通い慣れた施設への避難等、多様な避難方法を検討する。

- 避難行動要支援者については、障がい特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、狛江市防災会、狛江市民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等、多様な主体の協力を得ながら適切に避難誘導できる体制をとることで、安否確認を行う。
- 特に障がい者の避難誘導にあたっては、当該障がい者が通所している施設との協力体制の整備を図る。

■ 福祉避難所の開設・運営

＜市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部）＞

- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき、福祉避難所を開設・運営する。
- 管理責任者は、管理運営に際して、要配慮者の視点に配慮する。
- 要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅の活用等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉保健局及び調布警察署、狛江消防署等関係機関に連絡する。
- 避難所の運営にあたっては、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がいの特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 福祉避難所の運営は、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
- 必要に応じて、要配慮者等の避難所等への搬送について、協定先である自動車運送事業者等に協力を要請する。

4 ボランティアの受入れ・派遣

＜市（福祉保健部・教育部）＞ ＜狛江市社会福祉協議会＞

- 都の避難所管理運営の指針に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。
- 市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。（第2部第2章 市民と地域の防災力向上＜応急対策＞5 ボランティアとの連携 参照）
- ゼッケンなどを用いる等、避難所で活動するボランティアについて、避難者と部外者が判別できるように配慮し、円滑なボランティア活動と避難所の安全管理を図る。

＜都（生活文化局）＞

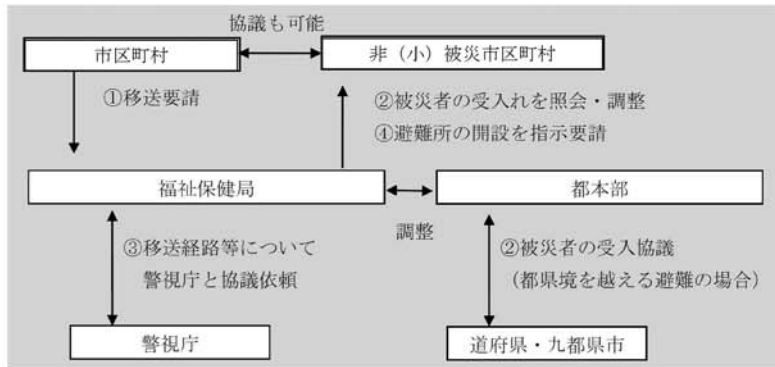
- 東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 東京都防災（語学）ボランティアを派遣する。

＜都（福祉保健局）＞

- 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、市に対して広域的支援を行う。

5 被災者の他地区への移送

【移送先の決定】（東京都地域防災計画より）



《市（総務部）》

- 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは、小被災地、又は隣接県)への移送について、都知事(都福祉保健局)に要請する。
- 被災者の他地区への移送を要請した場合、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するよう努める。
- 都から被災者の受入れを指示された場合、受入体制を整備する。

《都（福祉保健局）》

- 被災者の移送先を決定する。
- 移送先の市区町村と調整を行う。
- 被災者の移送方法を決定し、移送手段を確保する。
- 市による要配慮者等の移送を支援する。

6 動物救護

(1) 被災地域における動物の保護

《都（福祉保健局）》

- 都や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する動物救援本部が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 動物保護班及び動物医療班を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 動物救援本部が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

(2) 動物保護班・動物医療班の編成

《都（福祉保健局）》

- 発災直後には、動物愛護相談センターに動物保護班及び動物医療班それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。
- 動物保護班は、市区町村、東京都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。

- 動物医療班は、動物救援本部からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、市区町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

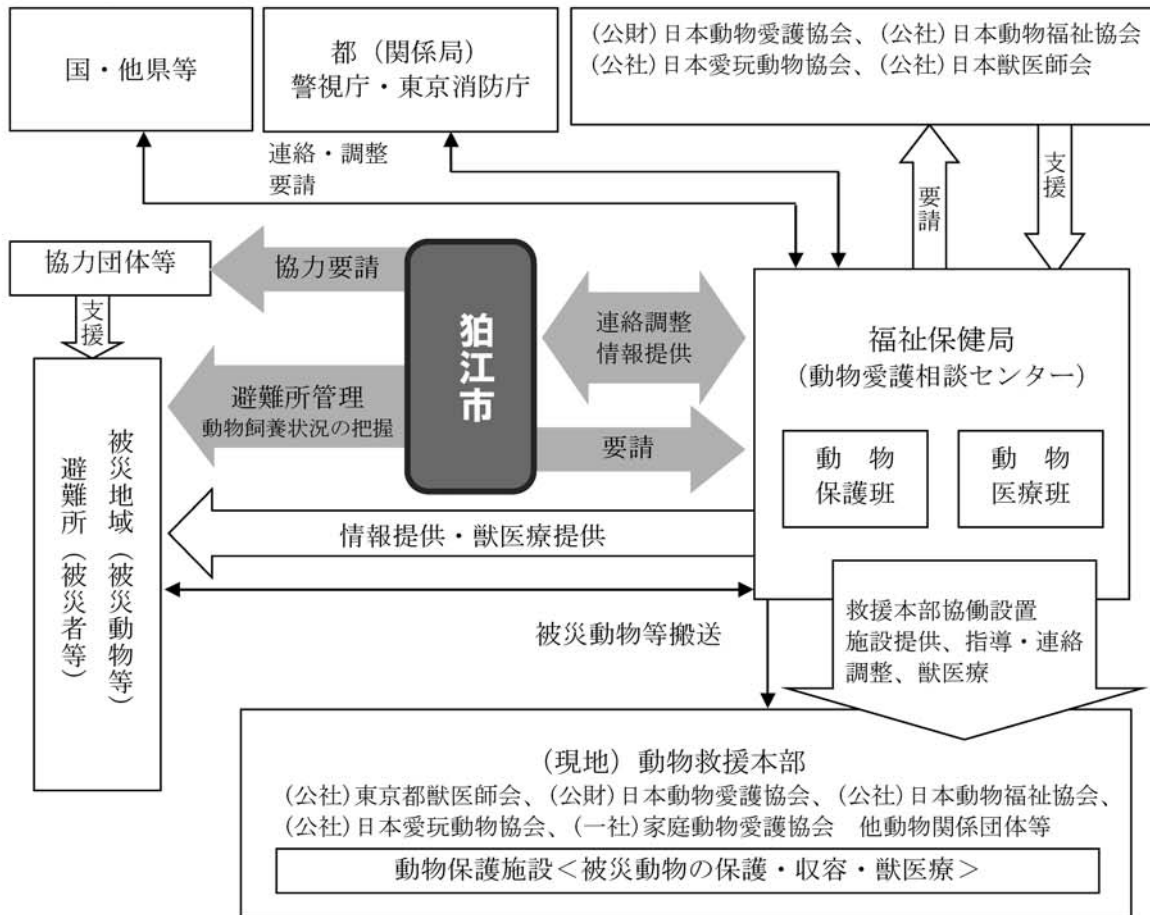
《市（総務部・福祉保健部・教育部）》

- 動物同伴の避難者に対応するため、開設した避難所等に、必要に応じて動物救護所を設置する。避難所に動物救護所を設置することが困難な場合は、近接した避難所等に動物救護所を設置する。
- 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
- 避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。
- 協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。
- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

《都（福祉保健局）》

- 市区町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - ・他縣市への連絡調整及び要請

【動物救護活動体制】



第9章 帰宅困難者対策

基本的な考え方

- ・大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルや大規模集客施設など都内において混乱が想定される。事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。
- ・本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、混乱防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

現在の対策の状況

- ・都は、平成23年11月に、個人や事業所、行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた一斉帰宅抑制の基本方針を策定し、これを踏まえ平成24年3月に行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を制定し、平成25年4月に施行された。市では、都の基本方針や条例に則り、徒歩等帰宅者の発生抑制や安全な帰宅ができるよう、条例等の主旨、それぞれの役割等の周知、啓発を行っている。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

| 被害項目 | 多摩直下地震 | 東京湾北部地震 |
|----------|--------|---------|
| 市内帰宅困難者数 | 8,872人 | |

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

課題

- ・東日本大震災を受け、帰宅困難者に対する取組を示した東京都帰宅困難者対策条例の考え方を周知する必要がある。
- ・被害想定では、8,872人の帰宅困難者の発生が想定されており、一時滞在施設の確保等の対策が必要である。また、市はベッドタウンとしての性格が強いことから、都心からの徒歩等帰宅者による小田急線3駅周辺、幹線道路沿線、多摩水道橋付近等における混雑、滞留が想定される。
- ・地震発生当初は、停電や通信回線の輻輳等により、滞留者等が情報を得ることが困難な状況が想定される。
- ・乳幼児、児童・生徒等の保護者等が帰宅困難となった場合に、相互の安否や現況等の状況を確認できるようにしておく必要がある。

主な対策の方向性

- ・東京都帰宅困難者対策条例の市民、市内事業者への周知徹底、普及啓発を行う。
- ・駅周辺や幹線道路沿線等、帰宅困難者が多く発生すると想定される場所周辺に一時滞在場所、誘導先等を確保する。
- ・都や交通機関等からの情報を収集するとともに、帰宅困難者に対する情報提供、誘導等の支援を行う。
- ・屋外滞留者や帰宅困難者に対する情報提供の場として、都が進める災害時帰宅支援ステーションに加え、市としても市内事業者に対して同ステーションとして協力してもらうよう求めていく。
- ・学校、保育園等子どもを預かる施設において、保護者等との連絡手順を整備しておき、子どもたちの安全確保、保護者等への確実な引渡しを図る。

【予防対策】

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 | 3 一時滞在施設の確保 |
| 2 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 4 徒歩帰宅支援のための体制整備 |

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

■ 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

《市（総務部）》 《都（総務局）》

- 市及び都は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

《調布警察署》

- 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。

《狛江消防署》

- 防災訓練等の指導の機会を捉え、広報・啓発活動を推進する。

■ 事業者における施設内待機体制の確立

《事業者》

ア 体制について

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等において、あらかじめ従業員等の施設内待機に係る体制を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において明記する。

- 冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る体制を従業員等に周知する。

イ 備蓄について

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するため、あらかじめ必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄に努める。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 発災後3日間は、救出救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。
- ・3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

ウ 施設の安全確保について

- 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 安全点検のためのチェックリストを作成するなど、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保について、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等であらかじめ定めておく。

エ 従業員等との連絡、帰宅ルールについて

- 発災時における外出する従業員等の所在を確認できるよう連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- 帰宅時間が集中しないよう、日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

オ 訓練等について

- 地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 施設内待機体制確立に関する訓練を適宜実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る体制を改善していく。

《狛江消防署》

- オフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策や在館者の安全確保等について、事業所防災計画に定めるよう指導を行う。

《狛江青年会議所・狛江市商工会》

- ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。
- 市や地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員事業者等に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

■ 駅前滞留者対策

《市（総務部）》 《調布警察署》 《狛江消防署》 《小田急電鉄》 《小田急バス》

《駅前周辺事業者》 《NTT東日本・通信事業者》 《都（総務局）》 《近隣自治体》

- あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、各機関の間で役割分担や手順を決めておく。
- 各機関は、平時より市が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 事業所や帰宅困難者が正確かつ必要な情報を得られるよう、都、防災機関、報道機関、通信事業者、公共交通機関及び近隣自治体等と連携・協力体制の整備を図る。

《調布警察署》 《狛江消防署》

- 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、各機関に対して必要な助言を行う。
- 各機関と連携した訓練を実施する。

■ 集客施設及び駅等の利用者保護

《集客施設・小田急電鉄》

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドラインを参考に、事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等において、利用者の保護に係る体制をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で明記する。
- 冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る体制を従業員等に周知し、理解の促進を図るとともに発災直後から利用できるような体制の整備に努める。
- 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法も検討しておく。
- 要配慮者や通学中の児童・生徒等への対応等の具体的な内容について検討しておく。
 - ・要配慮者、通学する児童・生徒への対応
事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。
 - ・外国人への対応
誘導の案内や情報提供などについて配慮する。
- 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、地方公共団体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。
- 施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。
- 建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

《狛江消防署》

- 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

■ 学校等における児童・生徒等の安全確保

《市（教育部）》 《学校等》

- 学校防災マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために

必要な措置を行う。

- 学校防災マニュアル等に基づき、各関係機関と連携して適宜訓練等を実施する。
- 携帯電話を配備する等、学校と市との連絡体制の強化を図る。
- 災害対応型自動販売機の設置などにより、食料や飲料水等の備蓄を進める。

＜市（子ども家庭部）＞ ＜私立保育園・幼稚園＞

- 公立保育園において策定している危機管理マニュアルを運用、平時からの訓練等を推進するとともに、私立保育園や幼稚園に対して必要な情報提供を行う。
- 保護者との直接連絡の手段として、携帯電話の配置と災害時伝言ダイヤル等の案内を行う。
- 公立保育園と市との連絡体制の強化を図る。
- 食料や飲料水等の備蓄を検討する。

■ 市民における準備

＜市民＞

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など其他必要な準備をする。
- 特に女性については、夜間でも安心して帰宅できるよう、街灯の設置や人通りが多い帰宅経路の把握に努める他、防犯ブザー等の携帯品の準備をする。

＜市（総務部）＞

- 都の帰宅困難者対策ポータルサイト等の情報ツールや携帯品を周知しておく。特に女性が安全に帰宅するための事前対策について、具体例を示しながら周知啓発を図る。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

＜市（総務部・企画財政部）＞ ＜NTT東日本・通信事業者＞

- 帰宅困難者等への円滑な情報提供の確保にあたっては、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が取りまとめた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（平成24年9月）を基に取組を進めていく。
- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知を行う。
- 都、防災機関、報道機関、通信事業者及び公共交通機関等と連携協力して、事業所等が正確かつ必要な情報を得られるように仕組みを構築しておく。

＜調布警察署＞

- 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器（機）材を整備する。

＜NTT東日本・通信事業者＞

- あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

3 一時滞在施設の確保

《市（総務部・市民生活部）》 《都（総務局）》

- 市は、所管する施設のうち、避難所以外の施設で受入可能な施設として、エコルマホール及び各駅最寄の地区センターを一時滞在施設の候補とし、必要な体制の整備を図る。
- 必要に応じて、集客施設（ホールなど）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう働きかける。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて関係機関において情報共有する。
- 一時滞在施設の確保・運営にあたっての行政の支援策は以下のとおりである。
 - ・一時滞在施設に関する普及啓発
市及び都は、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。
 - ・防災関係機関への周知
市及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。
 - ・民間一時滞在施設の確保に関する支援策
民間施設の協力を得るために、市、都、国は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

《事業者》

- 市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市や都と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。

《一時滞在施設となる施設》

- 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備する。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

《市（総務部・都市建設部）》

- 市内で営業する事業者とは、必要に応じて市が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保・充実に努めるとともに、市民・事業者に周知する。
- 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。
- 世田谷通りや多摩水道橋付近では、膨大な数の徒歩帰宅者の滞留が予測されるため、和泉多摩川

緑地について、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想の内容も踏まえながら、帰宅困難者対策や避難者対策等の広域的な対策拠点となる防災機能を有する都立公園として整備するよう積極的に都に要請する。

- 徒歩帰宅支援のための体制整備に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと適宜訓練等を実施する。

《都（総務局）》

- 全都立学校（島しょを除く）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。
- 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営に関するハンドブックを事業者配布する。
- 災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
- 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一を検討するとともにのぼりの設置を行う。

【市内の災害時帰宅支援ステーション（公共施設）】

- ・ 狛江市元和泉三丁目9番1号 都立狛江高等学校

《事業者》

- 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。

《事業者》 《学校等》

- 従業員等又は児童・生徒に対して、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発する。
- 従業員等又は児童・生徒の帰宅ルールをあらかじめ定めておく。

《NTT東日本・通信事業者》

- 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験を実施する。

《各関係機関》

- 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の開設や事業者等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援対策の周知・充実を図る。

【市内の赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）】

- ・ 狛江市元和泉三丁目6番地 和泉多摩川児童公園内

【応急対策】

1 駅周辺での混乱防止

2 事業所等における帰宅困難者対策

1 駅周辺での混乱防止

1-1 駅周辺の混乱防止

＜市（総務部）＞

- 駅周辺の滞留者の誘導先を確保する。
- 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。

＜調布警察署＞

- 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。

＜狛江消防署＞

- 市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。

＜事業者等＞

- 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。
- 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

＜NTT東日本・通信事業者＞

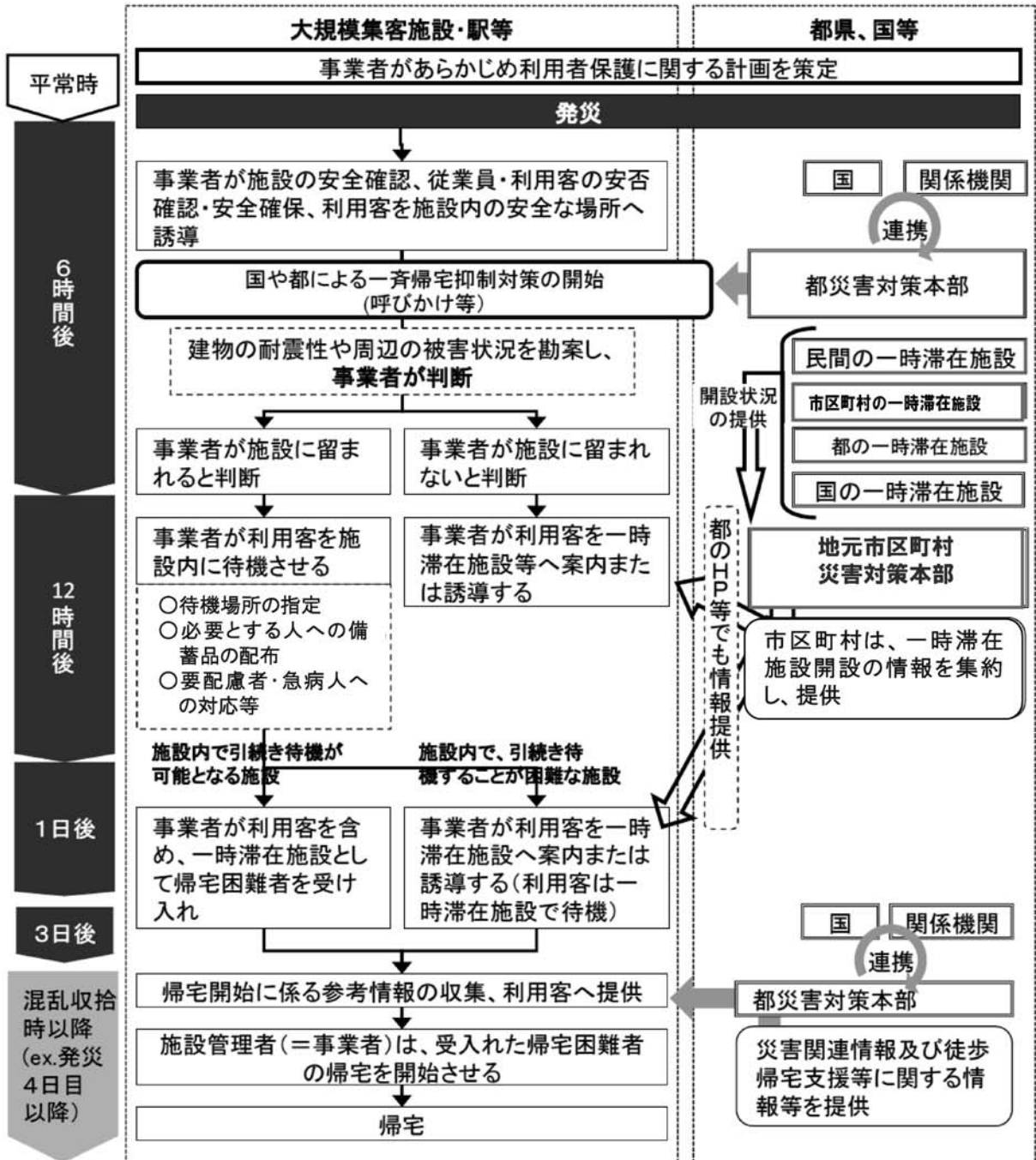
- 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。

＜都（総務局）＞

- 帰宅困難者対策部門を設置する。
- 帰宅困難者に対し、市区町村や報道機関等と連携して、情報提供を行う。

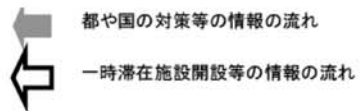
1-2 集客施設及び駅等における利用者保護

【駅等での利用客保護フロー図（東京都地域防災計画より）】



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



《市（総務部・企画財政部）》 《都（総務局）》

○ あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者と必要な情報交換を行う。

《集客施設等の事業者》

- 利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
- 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 保護した利用者については、市や関係機関との連携のもと、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。
- 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。
- 利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。
- 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- 利用者保護にあたって、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。
- 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

《小田急電鉄》

- 駅滞留者に対し、地方公共団体が開設した一時滞在施設への案内を行う。
- 駅利用者に対し、列車の運行計画及び代替輸送機関の状況と利用案内を行う。

1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

《一時滞在施設となる施設》

- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
- あらかじめ公表されている一時滞在施設が開設できない場合、施設管理者は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。
- 要配慮者の受入れを優先するよう配慮する。
- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね次のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ・施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- ・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備

- ・施設利用案内の掲示等
- ・電話等の通信手段の確保
- ・市等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

- ・帰宅困難者の受入開始
- ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ・計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- ・し尿処理・ごみ処理のルールの確立
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- ・受入可能人数を超過した場合の市等への報告

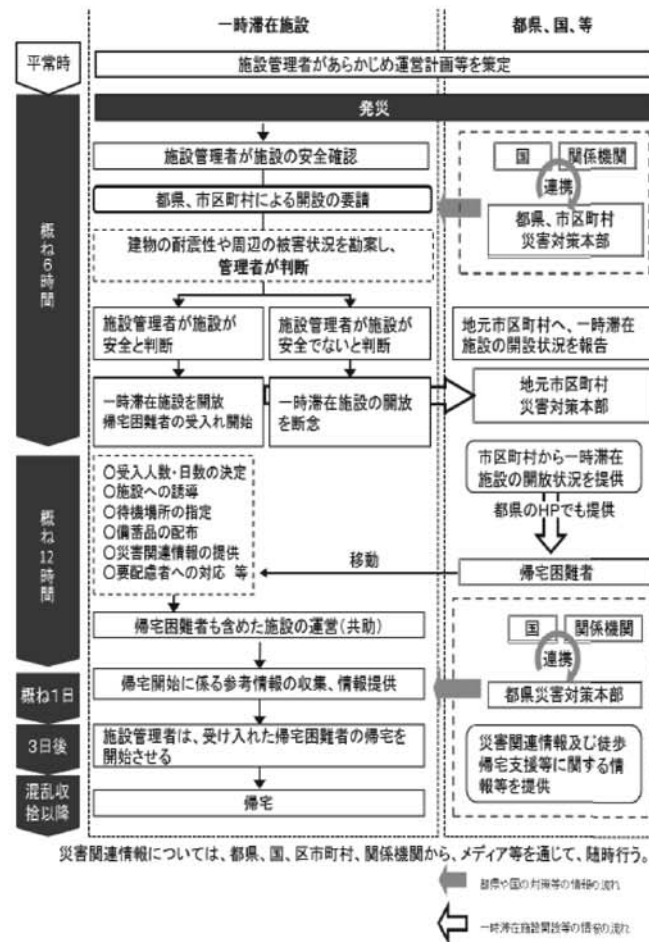
ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ・受入者も含めた施設の運営
- ・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）

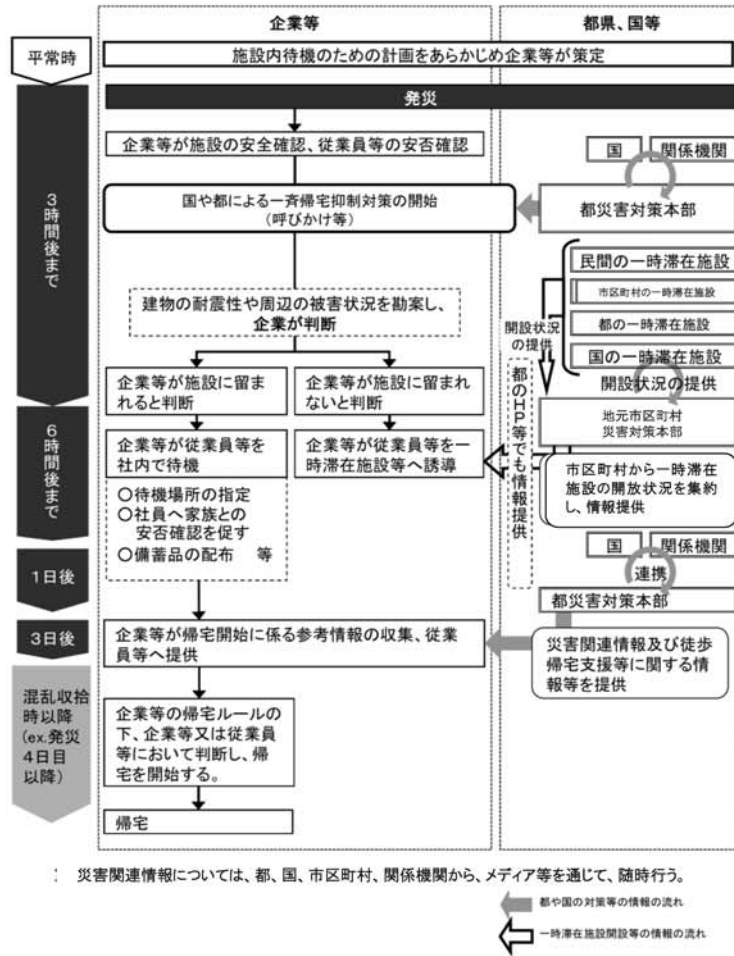
- ・一時滞在施設閉設の判断
- ・帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

【一時滞在施設運営のフロー図（東京都地域防災計画より）】



2 事業所等における帰宅困難者対策

【一斉帰宅抑制のフロー図（東京都地域防災計画より）】



《市（総務部・企画財政部）》

- 事業所が必要な情報を得られるよう通信事業者等と連携協力する。

《事業者》

ア 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

イ 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

ウ 防災活動への参加

- 事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に

努める。

エ 情報提供体制の確保

- 災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。

《学校等》

- 児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。
- 児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

《狛江青年会議所・狛江市商工会》

- 会員事業者等に対して、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる等の帰宅困難者対策の基本原則の周知徹底を求める。

《都（総務局）》

- 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。
- 事業者団体を通じて、事業者へ従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる等の帰宅困難者対策の基本原則の周知徹底を図る。

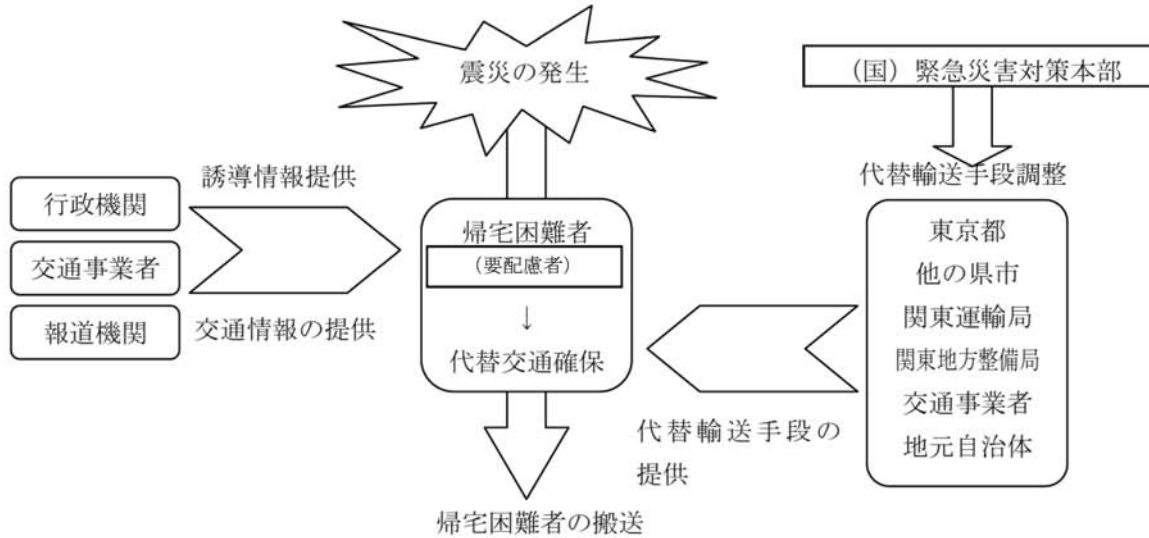
【復旧対策】

1 徒歩帰宅者の代替輸送

2 徒歩帰宅者の支援

1 徒歩帰宅者の代替輸送

【代替輸送の手順（東京都地域防災計画より）】



《市（総務部）》

- 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

《小田急電鉄》

- 総合対策本部から輸送計画に係る情報を関係地方公共団体及び地方公共団体報道機関に伝達する。
- 発災後の早期運転再開に努める。

《小田急バス》

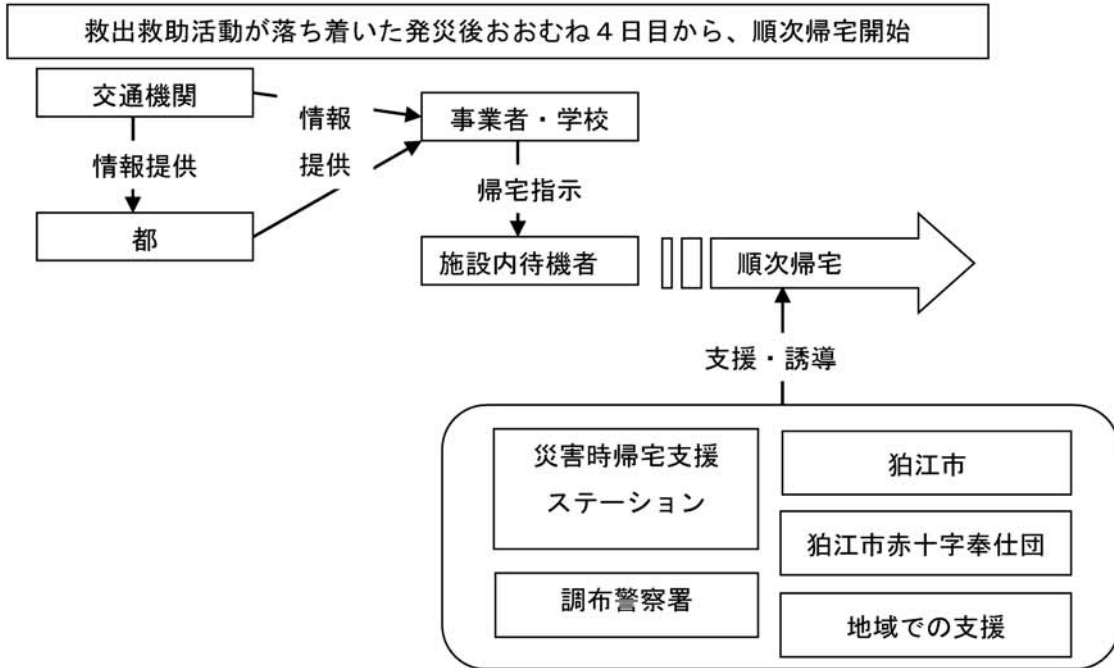
- 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

【代替輸送手段の確保における各機関の役割】

| 機関名 | 対策内容 |
|-----|--|
| 国や都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施する。 ○ バスによる代替輸送手段を確保する。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導する。 |

| | |
|-------|----------------------|
| 関東運輸局 | ○ 代替交通の許可等を速やかに行う。 |
| バス事業者 | ○ バス等による代替輸送手段を確保する。 |

2 徒歩帰宅者の支援



《市（総務部）》

- 徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）と連携をとり、活動の支援を行う。

《市（教育部）》

- 児童・生徒が在校中や休日等の部活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合、又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づき、児童・生徒の安全な引渡しを図る。

《事業者》

- 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、市及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援す

る。

＜調布警察署＞

- 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

＜狛江市赤十字奉仕団＞

- 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）において、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。

＜日本郵便＞

- 市内の郵便局において、各種災害情報の提供を行う。

＜都（総務局）＞

- 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。
- 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報の支援を実施する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

基本的な考え方

- ・災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、水、食料、毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。
- ・本章では、物資の備蓄及び調達、備蓄倉庫、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

現在の対策の状況

- ・アルファ化米、クラッカー等の食料、調製粉乳、液体ミルクのほか、毛布、肌着、敷物などの生活必需品を備蓄するとともに、市内事業者等と協定を締結し、災害時に優先調達できるよう備えている。
- ・地域での訓練を行う際に、アルファ化米、クラッカー等の食料の無償提供や資器（機）材の貸出しを行っている。
- ・水の確保については、庁舎に地下水の揚水設備を整備しているほか、東京慈恵会医科大学附属第三病院との協定や市民が所有する井戸を災害時に提供する災害対策用井戸の登録制度を実施している。
- ・応急給水体制の確立に向けて、都や世田谷区と連携して、砧浄水場や和泉本町浄水所等の給水拠点で給水訓練を実施している。
- ・物資の輸送について、トラック協会、バス・タクシー事業者等と協定を締結しているほか、ガソリンやプロパンガスといった各燃料の優先供給に関する協定を市内事業者と締結している。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

| 被害項目 | 多摩直下地震 | 東京湾北部地震 |
|-----------------|---------|---------|
| 避難人口 | 12,640人 | 12,457人 |
| 避難所へ避難する人 | 8,216人 | 8,097人 |
| 避難所以外のところへ避難する人 | 4,424人 | 4,360人 |

※地震の想定は、冬・18時、風速8m/s

課題

- ・被害想定における避難生活者数8,216人（多摩直下地震）を踏まえた備蓄品の整備や調達手段の確保、また、自助の重要性を訴えていく必要がある。
- ・女性や要配慮者に対応するため、その視点に立った備蓄品を備えること、あわせて、避難生活者数に対応するため、備蓄物資の品目、量、保管場所について再検討する必要がある。
- ・物資を確実に輸送できるよう情報収集、判断、連絡調整等を的確に行うことのできる体制の構築が必要である。
- ・東日本大震災では、個人による被災地への支援物資の送付により、仕分けや確認作業など、被災地の負担になった現状があった。受け入れる側としても、このことを踏まえた対応が求められる。

主な対策の方向性

- ・ 想定避難生活者数を見据えた備蓄品の確保に努めるとともに、協定締結等により調達先の拡大を図る。
- ・ 市の備蓄に対する考え方を周知するとともに、市民、事業者等で備えておくべき品目を示すなど、備蓄の啓発を行う。
- ・ 女性、要配慮者等のニーズや、季節等様々な状況を考慮した備蓄品目を整備する。
- ・ 品目、数量ともに拡充する備蓄品について、新たな保管スペースの確保や避難所等で効率的に使用できるような保管方法を検討する。
- ・ 物資の輸送体制を整えておくとともに、輸送に必要な車両（台数、種別）や燃料等を調達できるよう、事業者、団体等と協定締結を進めるなど、その確保に努める。
- ・ 義援物資の受入れ、輸送について、需給状況等を踏まえ、効率的に行えるようその対応方法をあらかじめ定めておく。

【予防対策】

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 食料及び生活必需品等の確保 | 4 輸送体制の整備・車両の確保 |
| 2 飲料水及び生活用水の確保 | 5 燃料の確保 |
| 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 6 義援物資の取扱い |

1 食料及び生活必需品等の確保

＜市（総務部・市民生活部）＞

- 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における市の多摩直下地震における最大避難生活者数（疎開者を除く）等を基準とする。
- 物資の確保にあたっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど様々な状況を考慮する。
- 食料、生活必需品等の確保にあたっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。
- 市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、日常備蓄等の周知と併せ、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。
- 食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

■ 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮

＜市（総務部・子ども家庭部）＞

- 求められる物資等は、時間の経過とともに変化することを踏まえることに加え、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。発災後の最初の3日分は市で対応し、都は広域の見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 食事に配慮が必要な方（乳幼児、食物アレルギー者、慢性疾患患者、高齢者等）の特殊食品について、具体例を示しながら市民が自ら備蓄するよう啓発していく。
- 基礎化粧品等、災害時にも女性にとって必要な生活用品について、具体例を示しながら周知し、市民が備蓄や非常用持出品として準備するよう啓発していく。また、こうした生活用品等の災害時の提供について、民間事業所等との協定締結を検討する。

＜市民・事業所＞

- 平時から食料及び生活必需品の備蓄に努める。
- 平時から非常時に持ち出すべき品物（特に各個人に特有の用品）をあらかじめリストアップし、いざというときに持ち出せるようにしておく。

【各個人の特性に応じて必要な用品等の例】

持病薬、メガネ（老眼鏡）、保険証、障害者手帳など

- 感染症対策として、マスク、消毒用アルコール、ウエットティッシュ、体温計を用意する。

《都（総務局・福祉保健局）》

- 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。
- 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。
- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。
- 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。
- 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。
- 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して発災後3日分の備蓄の継続に努める。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備に努める。
- 高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
- 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥や調製粉乳など、要配慮者に対しても配慮した食品を確保する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。発災後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。（再掲）
- 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。
- 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

2 飲料水及び生活水の確保

《市（総務部・市民生活部・環境部）》

- 雨水貯留槽、災害対策用井戸等の整備により、水の確保に努める。
- 飲料水及び生活水の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、都をはじめ各関係機関の協力のもと、市民でも使用できるよう適宜訓練等を実施する。

【市内の災害対策用井戸】（令和2年4月1日現在）

- ・市役所 1か所（飲用）
- ・東京慈恵会医科大学附属第三病院 1か所（飲用）
- ・市立小中学校 10か所
- ・公園等 3か所
- ・個人所有（登録井戸） 68か所

《市民・事業所》

- 水道の復旧には時間を要するので、平時からペットボトル等の飲料水及び風呂場等の水の汲み置き等による生活用水の確保に努める。

《都（総務局・水道局）》

- 浄水場（所）等にエンジンポンプなどの応急給水用資器（機）材の計画的な更新を図り、資器（機）材の整備を推進するとともに、これら資器（機）材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 自主防災組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。
- 消火栓等からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。また、避難所応急給水栓からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資器（機）材の譲渡を実施する。
- 給水拠点が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、市が確保している受水槽、プール、消火栓、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、市と連携して応急給水に万全を期する。

【市内及び近隣の給水拠点】

| 施設名 | 住所 | 確保水量 | 対応日数※ |
|---------|----------------|---------------------|---------|
| 和泉本町浄水所 | 和泉本町四丁目6番1号 | 2,260m ³ | 約9.0日分 |
| 砧浄水場 | 世田谷区喜多見二丁目9番1号 | 8,300m ³ | 約33.1日分 |

※対応日数：令和2年7月1日付け人口（83,571人）を基準として、1人1日あたり3リットル換算とする。

【その他の給水場所】

| 施設名 | 住所 | 確保水量（日量） |
|-----------------|--------------|---------------------|
| 市防災センター | 和泉本町一丁目1番5号 | 216m ³ |
| 東京慈恵会医科大学附属第三病院 | 和泉本町四丁目11番1号 | 280m ³ ※ |

※市との間で平成18年に締結した協力協定により、病院の所有する井戸から狛江市と調布市の両市に日量約280m³の供給を受けることが可能となった。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

《市（総務部・市民生活部・教育部）》

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 市は避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所とし

て、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。

- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。分散備蓄の場所は、物資の出し入れ等の効率性を考慮し、できる限り避難所敷地内での確保を検討する。
- 備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

【市の地域内輸送拠点】

市民総合体育館（和泉本町三丁目25番1号）

- ※ 市民総合体育館が使用できない場合等も考慮し、協定等に基づき他の候補施設についても検討する。

《都（福祉保健局）》

- 都備蓄倉庫の確保及び管理運営を行うとともに、直営倉庫の適正な配置を検討する。
- 市が選定した地域内輸送拠点を把握する。

【輸送拠点】

| | |
|---------|---|
| 広域輸送基地 | 他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。トラックターミナル、卸売市場、ふ頭、空港など |
| 地域内輸送拠点 | 市区町村における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等への拠点 |

4 輸送体制の整備・車両の確保

《市（総務部・市民生活部）》

- 備蓄物資、調達物資、救援物資等の避難所等への輸送にあたっては、円滑かつ確実に届けられるよう、庁用車を活用するほか、あらかじめ他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。
- 配送先となる避難所の位置及び経路については、あらかじめ周知徹底する。
- 物資搬入のために、大型車が通行できるルートを検討する。
- 輸送車両等の確保にあたっては、二輪車、コンテナ車など、多様な輸送手段の観点から検討する。
- 避難所や被災に関する状況が刻々と変化することが想定されることから、物資を優先して輸送する条件、地域等の基準等をあらかじめ定めておく。
- 車両、機材等の置場は、浸水や倒壊等の安全性に配慮した場所とするよう努める。
- 輸送体制の整備・車両の確保に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

《調布警察署》

- 緊急通行車両の確認事務を行う。

＜狛江消防署＞

- 緊急通行車両（所管関係車両）等を確認する。

5 燃料の確保

＜市（各部）＞

- 東日本大震災時にガソリン等の燃料が不足したことを踏まえ、あらかじめ民間事業者等と優先供給に関する協定を締結している。
- 災害時に備えるため、平時より庁用車を使用するときは、残量が半分程度になったら必ず給油しておく。

6 義援物資の取扱い

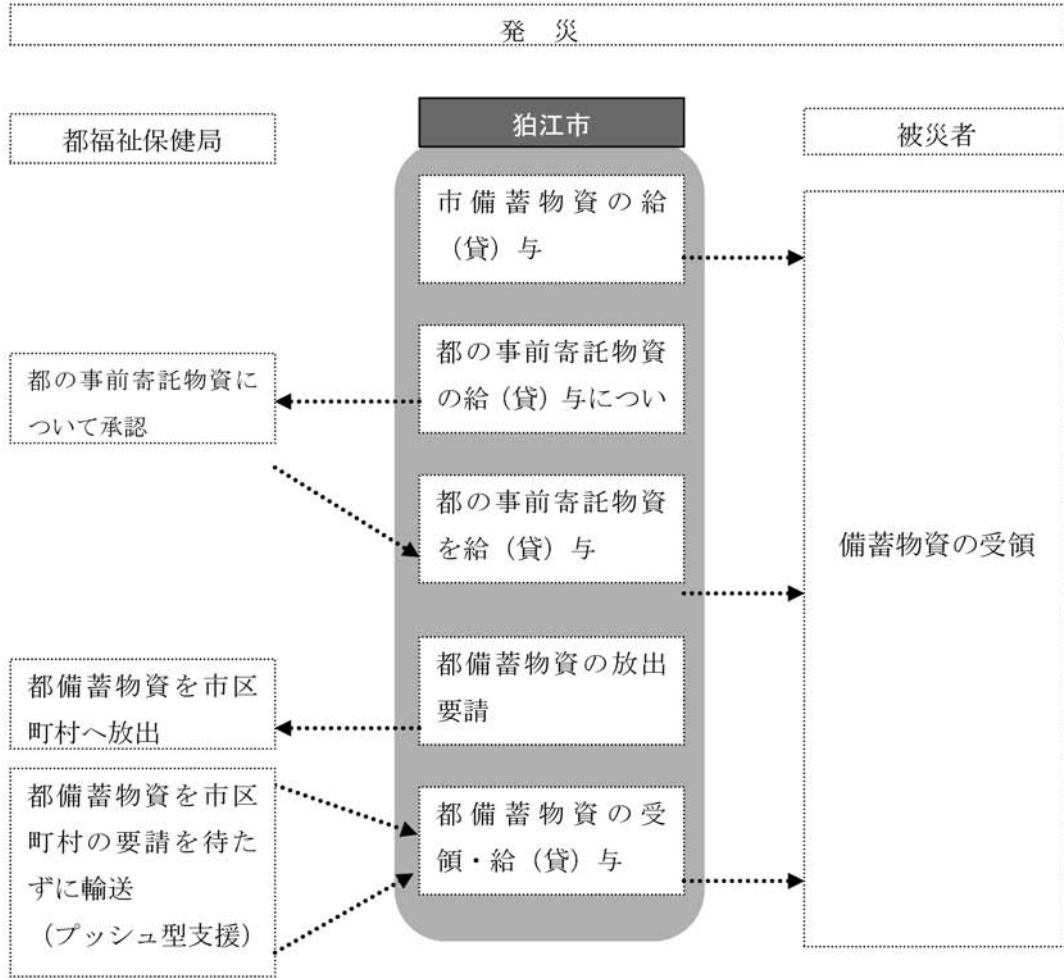
＜市（企画財政部）＞

- 救援物資の受入れ、各避難所への輸送に関して、効率的な受入れができるようあらかじめマニュアル等を作成し、内容の習熟を図る。

【応急対策】

- | | |
|-----------|------------|
| 1 備蓄物資の供給 | 4 義援物資の取扱い |
| 2 飲料水の供給 | 5 輸送車両の確保 |
| 3 物資の調達要請 | |

1 備蓄物資の供給



※ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。

※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

<配布基準>

- 配布基準は、原則として、都の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

■ 食品の給与

＜市（市民生活部）＞

- 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。
- 被災者に対する食品の給与は、市が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。
- アルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、協力協定に基づき狛江市米穀商組合から米穀を調達するとともに、都に都備蓄品の供給を要請する。
- 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- 被災者への食品等の配分にあたっては、以下の点に留意する。
 - ・給食の順位
要配慮者のほか、傷病者・身体虚弱者などへの優先を状況に応じて適切に行う。
 - ・給食の範囲
被災者に対する給食は、主に避難所収容者を対象に実施するが、状況により在宅の避難者にも給食する。
 - ・配布の方法
避難所では混乱の生じないように公正な配分方針をたて、被災者の協力を得て実施する。
 - ・食物アレルギー
被災者に食材等を周知する等、食物アレルギーに配慮し、食品の給与にあたる。
- 備蓄物資（クラッカー等）として都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- 必要に応じて、都災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

■ 生活必需品の給（貸）与

＜市（総務部・市民生活部）＞

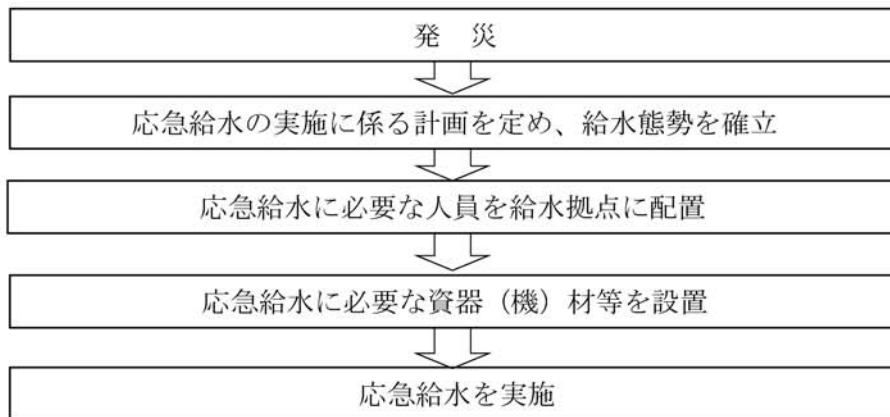
- 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。
- 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。
- 被災者に対する生活必需品の供給は、市が開設する避難所等において、前記の基準に従って行う。
- 市において給（貸）与の実施が困難な場合、都知事に応援を要請する。
- 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- 必要に応じて、都災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

＜都（福祉保健局）＞

- 災害救助法適用後、市長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。

- 主として避難所生活者を対象に食品を放出する。
- 市の被災状況を鑑みて緊急を要し、市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
- 被災地以外の隣接市区の避難所に避難した被災者に対しても、市長において救援に協力するよう連絡する。
- 市長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。
- ※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

2 飲料水の供給



■ 震災時の応急給水の方法

《市（市民生活部）》 《都（水道局）》

- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3ℓとする。
- 浄水場（所）等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。
- 都は、震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況など必要な状況を把握する。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、都が要請を受け、必要と認める場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合には、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の順番で、応急給水を行う。
- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都と市の役割分担に基づき、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。また、避難所応急給水栓が設置されている場合は、応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

■ 医療施設等への応急給水

《市（市民生活部）》 《都（水道局）》

- 医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都福祉保健局を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

■ 給水拠点での都と市の役割分担

《市（市民生活部）》 《都（水道局）》

- 浄水場（所）等においては、都が応急給水に必要な資器（機）材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。なお、和泉本町浄水所では、市が指定した住民による応急給水も可能である。
- 飲料水を車両輸送する必要がある避難所等においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。なお、必要に応じて、市も飲料水の車両による輸送・補給を行う。

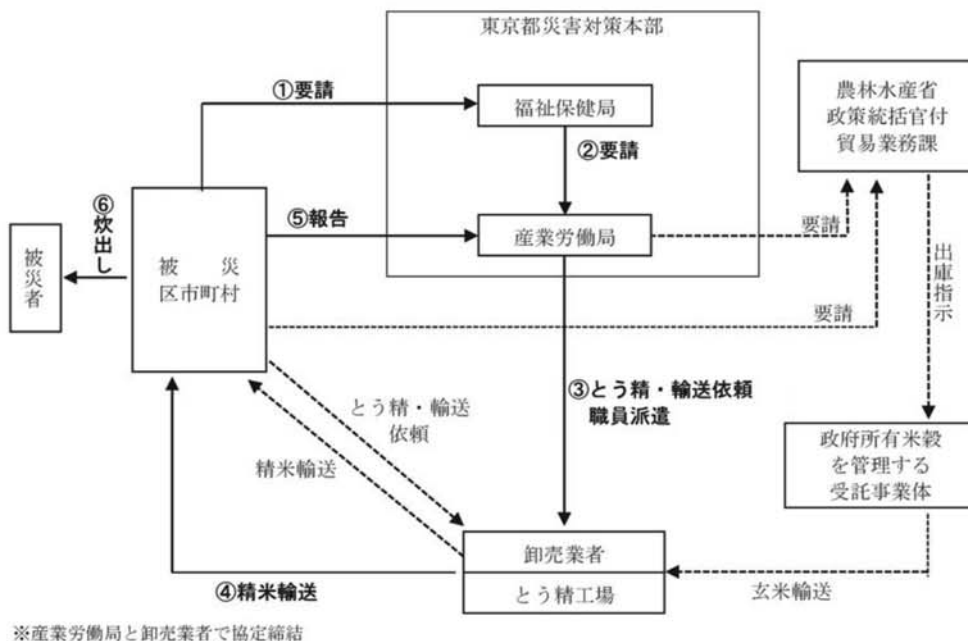
■ 給水態勢

《市（市民生活部・教育部）》 《都（水道局）》

- 都は、震災が発生した場合、給水状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- 都は、市と連携し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- 浄水場（所）の給水拠点において、都は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 都は、医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器（機）材を活用し、保有車両等によって水を輸送する。
- 市は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

3 物資の調達要請

【米穀の調達フロー図（東京都地域防災計画より）】



＜市（市民生活部）＞

- 物資の調達要請の前段として、在庫状況や必要な物資の確認を常に行う。
- 食料の調達については、次のとおり行う。
 - ・被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
 - ・調達計画では、食品の多様化や要配慮者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 生活必需品の調達については、次のとおり行う。
 - ・震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
 - ・調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 必要な物資等を確保するため、必要に応じて、協定先に協力を要請する。
- 災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 義援物資の取扱い

＜市（企画財政部）＞ ＜都（福祉保健局）＞

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。
- 市は、義援物資の受入れ等に関するマニュアルに基づき、義援物資を取り扱う。

5 輸送車両の確保

＜市（総務部）＞

- 物資を確実に輸送するため、市独自で車両の調達計画を策定する。
- 市災害対策本部の設置後、各部が業務遂行上必要とする車両について検討、調整し、市保有車両の集中管理を行うとともに、第一次的な車両配分を行う。
- 所要車両及び燃料等を確保するため、必要に応じて、協定先に応援を要請する。
- 所要車両が調達不能となった場合又は不足を生じる場合は、都財務局、防災機関等へ調達あっ旋を要請するとともに運送事業者等の協力を得て調達を行う。
- 震災に伴う交通規制等により一般車両の通行が禁止・制限された場合、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両として優先通行できるよう、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両等で

あることについて警察署に確認する。

＜都（財務局）＞

- 物資の輸送に必要な車両を調達する。
- 他県等及び防災機関から車両の供与があったときは、集中受付を行い、各局及び市の要請を踏まえ、マッチングを行う。

【復旧対策】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 4 生活用水の確保 |
| 2 炊き出し | 5 消費者への情報提供 |
| 3 水の安全確保 | 6 物資の輸送 |

1 多様なニーズへの対応

■ 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮

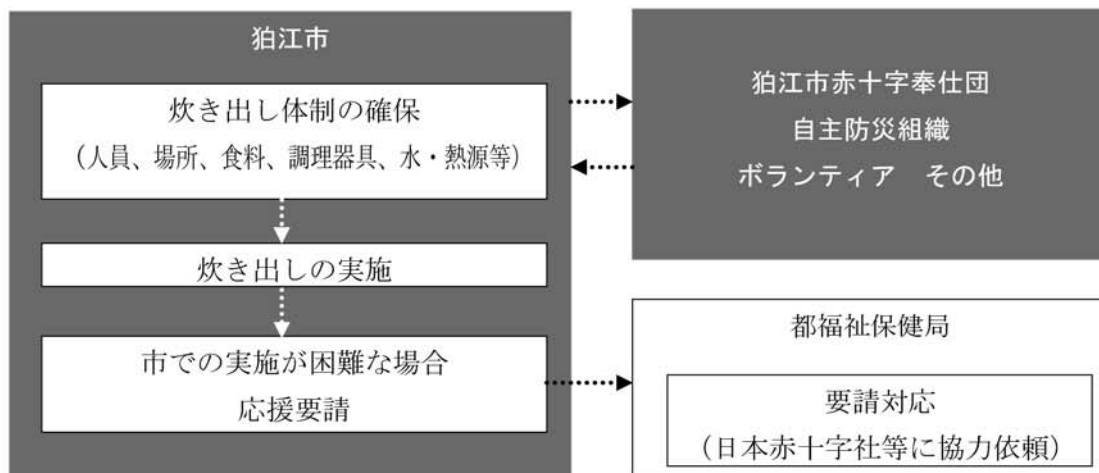
《市（市民生活部・教育部）》

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。そのため、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努める。
- 生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

《都（福祉保健局）》

- 広域の見地から市を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。企業、団体からの大口の義援物資について、調達体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し



《市（市民生活部）》

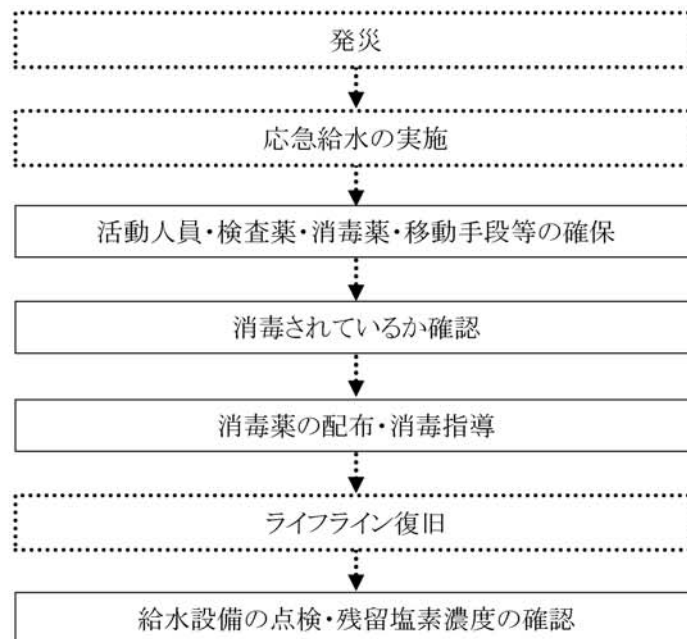
- 震災後およそ4日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て炊き出しを実施する。
- 炊き出しは、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- 市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

- 震災後およそ4日目以降、米飯の炊き出しにより給食する際は、米飯給食に必要な梅干、佃煮等の副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等を協力協定に基づき民間事業者から調達する。不足分は都に要望する。
- 生鮮食料品については、市内での調達を図る。不足分は都に要望する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市長から炊き出しの要請があった場合、都福祉保健局長は、都総務局等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団等の応援要請等の措置を講じる。

3 水の安全確保



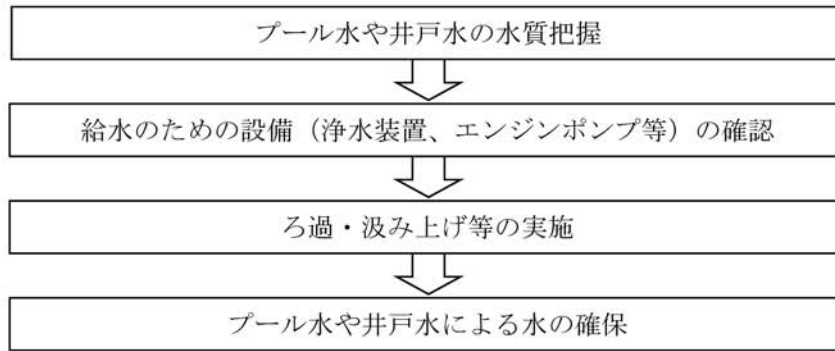
＜市（福祉保健部・教育部）＞

- 都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。
- ライフライン復旧後は、環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

＜都（福祉保健局）＞

- 市からの要請に応じ、消毒薬の配布を行う。また、残留塩素の確認等を行う。
- 「環境衛生指導班」を編成し、以下の活動を行う。
 - ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
 - ・ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
 - ・ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

4 生活用水の確保



《市（教育部）》

- 被災後、断水した場合、避難所においては学校のプール、雨水貯留槽、災害対策用井戸等で確保した水を使用する。

《市民・事業者》

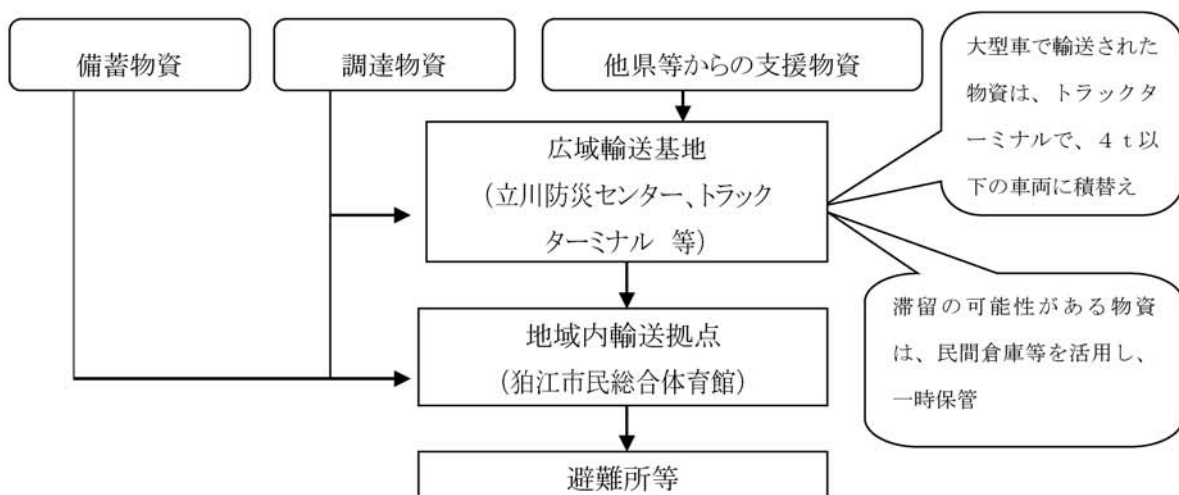
- 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保する。

5 消費者への情報提供

《市（市民生活部）》 《都（生活文化局）》

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、市民に対して適切に情報提供を行う。

6 物資の輸送



《市（市民生活部）》

- 調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- あらかじめ作成したマニュアル等に基づき、協定を締結した事業者等の協力を得ながら、地域内

輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

＜都（福祉保健局・生活文化局・産業労働局）＞

- 市が選定した地域内輸送拠点を把握する。
- 調達した物資は、原則としてトラックターミナル等を一時積替基地として活用し、調達業者の協力を得て市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。トラックターミナル等に集積した生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。
- 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、市の選定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。

※ 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 備蓄物資の供給」と同様に行う。

第11章 住民の生活の早期再建

基本的な考え方

- ・震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。
- ・本章では、罹災証明書の発行、仮設住宅の供給、災害用トイレ、ごみ処理及びし尿処理の体制、がれき処理等の市民の生活再建についての対策を示す。

現在の対策の状況

- ・市はこれまで、家屋・住家の被害状況調査に関する職員研修、実際の被災地への職員派遣による罹災証明書の発行業務の習得に努めている。
- ・家屋・住家の被害状況調査や罹災証明書の発行をはじめとした被災者生活再建支援業務の迅速かつ公平な実現を目的として平成29年度に、共同利用型被災者生活再建支援システムを導入している。
- ・発災時のトイレ機能の確保に向け、施設の耐震化を進めるとともに、仮設、簡易、要配慮者用など、様々なタイプの災害用トイレを購入し、各避難所の備蓄倉庫に保管している。また、一定規模以上の宅地開発、建築行為等を行う際に、事業者の協力を得てマンホールトイレ用ピットの設置を進めている。
- ・し尿処理については、都下水道局と覚書を締結し、北多摩一号水再生センターへのし尿処理及び受入れに関する体制が整備されている。また、し尿処理に係る車両、作業員、資器（機）材等の供給について、事業者と協定を締結している。
- ・がれき処理については、都が策定する東京都災害廃棄物処理推進計画と連携をとり、がれき処理計画の策定について検討している。
- ・学校、保育園、学童クラブ、児童館等での対応については、避難行動、保護者等への引渡し、応急手当等をまとめたマニュアルを作成している。

狛江市における主な被害想定（主要項目）

| 被害項目 | | 多摩直下地震 | 東京湾北部地震 |
|---------------|--------------------------|---------|---------|
| 死者数 | | 14人 | 17人 |
| 負傷者 | | 289人 | 257人 |
| 建物被害（全壊・焼失棟数） | | 506棟 | 751棟 |
| | ゆれ液状化による建物倒壊 | 233棟 | 157棟 |
| | 地震火災（全壊建物含まず） | 273棟 | 594棟 |
| 避難人口 | | 12,640人 | 12,457人 |
| | 避難所へ避難する人 | 8,216人 | 8,097人 |
| | 避難所以外のところへ避難する人 | 4,424人 | 4,360人 |
| 電力施設（停電率） | | 5.1% | 5.6% |
| 通信施設（固定電話不通率） | | 1.8% | 3.7% |
| ガス施設（供給停止率） | ブロック内全域でSI値が60kine超のケース | 0.0% | 0.0% |
| | ブロック内1/3でSI値が60kine超のケース | 100.0% | 100.0% |
| 上水道施設（断水率） | | 25.8% | 19.6% |
| 下水道施設（管きょ被害率） | | 17.5% | 17.5% |
| 震災廃棄物 | | 9万t | 8万t |

※地震の想定は、冬18時風速8m/s

課題

- ・被害想定では、200棟以上の建物が全壊し、およそ4～5世帯に1世帯が上下水道の被害を受けるほか、8千人を超える避難生活者、9万トンの震災廃棄物が発生する。
- ・罹災証明書は、被災者の生活再建のための各種支援策と密接に関連することから、迅速かつ適切な処理・発行が求められる。
- ・し尿、ごみ、がれき等の運搬・処理について、実施にあたって必要な人員、資器（機）材等が現時点では十分でないといえる。また、最終処分場が被災等により機能停止等した場合を想定しておく必要がある。
- ・東日本大震災での交通機関や通信手段の機能停止等を踏まえ、学校や保育園等と保護者との連絡方法や園児・児童・生徒の引渡しについて、検討しておく必要がある。
- ・仮設住宅の供給について、東日本大震災において、入居者選考の公平性、コミュニティの喪失等が問題となった。また、市内では立地条件等を考慮すると、ごく限られたエリアに建設することとなるため、工夫が必要である。
- ・罹災証明書の交付申請及び発行は、十分な待合スペースがない中で多くの申請者が一斉に来庁することによる混乱や庁舎に出向くことができない被災者への配慮が必要であることから、十分なスペースが確保でき、申請者数を地域で分散することができる学校等を会場とした外部集中発行を行う必要がある。

主な対策の方向性

- ・市は、関係機関と連携、協力しながら生活再建対策を早急に実施する。
- ・罹災証明書の発行について、都の被災者生活再建支援システムの検証等、迅速かつ効率的な発行体制の構築を検証する。また、市職員は、罹災証明書に関する一連の発行業務を訓練等により習得する。
- ・トイレ機能の確保について、下水道被害や避難生活者等の想定数値を踏まえ、十分な数量を調達する。
- ・し尿、ごみ、がれき等の運搬・処理について、専門事業者等との協定締結等により、車両、作業員、資器（機）材など、十分な処理体制の確保に努める。また、がれき等を一時的に集積しておくスペースを確保するなど、処理方針等をあらかじめ決定する。
- ・作成したマニュアルに基づき訓練を実施するなど、学校、保育園、学童クラブ、児童館等での対応について、子どもたちが安全かつ確実に避難、待機、保護者等への引渡しができるよう体制の構築を図る。
- ・仮設住宅の供給について、あらかじめ入居基準を定めるとともに、入居者の相談体制を整えるなど、入居前後における入居者の公平感、安心感の確保に努める。また、都と連携し、事業者等と協力して賃貸住宅を借り上げて提供するなど、多様な手法により避難者の住居を確保する。
- ・被災者に対して早期に生活再建ができるよう、金銭の支給、貸付、各種減免・優遇措置等を適宜実施していく。

【予防対策】

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 応急危険度判定 | 6 仮設住宅の供給 |
| 2 生活再建のための事前準備 | 7 応急教育 |
| 3 トイレの確保及びし尿処理 | 8 保育園等の安全確保・応急保育 |
| 4 ごみ処理 | 9 災害救助法等 |
| 5 がれき処理 | |

1 応急危険度判定

《市（都市建設部）》

- 都都市整備局と連携して、訓練への参加等職員等の災害時における応急危険度判定士の資格取得者の育成に努める。
- 調査時の行動が迅速に行えるよう、判定拠点の確保や応急危険度判定にあたる人材のユニフォーム類や備品類の備蓄を図る。

《都（都市整備局）》

- 平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
- 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、引き続き実員の確保を図っていく。
- 平成13年11月に市区町村が会員となり発足した「東京都被災地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。

2 生活再建のための事前準備

■ 罹災証明書の発行

《市（市民生活部・都市建設部）》

- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- 罹災証明書の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施する。
- 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明書発行に対する問合せ対応体制を整備する。
- 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明書発行に関する体制を構築する。
- 都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明書の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。
- 応急危険度判定調査、被災地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査

が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

＜市（総務部・市民生活部・都市建設部）＞＜狛江消防署＞

- 被害状況調査体制を充実するとともに、狛江消防署と市は事前協議や訓練等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。

＜都（総務局）＞

- 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明書の発行手続のシステム導入を促進し、罹災証明書の発行処理の迅速化を進める。
- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明書発行体制等についてガイドライン化し、市における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。
- 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、支援するためのシステム化を図る。
- 市に対して研修を実施する。
- 市への応援要員の確保を検討する。

■ 義援金の配分事務

＜市（企画財政部）＞

- 都の義援金募集等に協力する場合の募集・配分について必要な手続を明確にする。
- 義援金の独自募集について、検討しておく。

＜都（総務局・福祉保健局）＞

- 東京都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部ほかその他関係機関の中から選任しておく。
- 義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。
- 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いを確認する。

3 トイレの確保及びし尿処理

■ トイレの確保

＜市（総務部・環境部）＞

- 仮設トイレ以外の携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等、災害用トイレの確保に努める。
- 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄やオストメイト用トイレの配備等を検討する。
- おがくず等、トイレ代用品の対応について、検討する。
- 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。
- トイレが設置できるマンホールの拡充を図っていく。
- 仮設トイレの調達について、事業者等との協定の締結を推進する。

《市（総務部）》 《各関係機関》

- 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

《市民・事業所》

- 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

■ し尿処理体制の確保

《市（環境部）》

- し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保する。
- 都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を行う。
- 民間事業者と協定を締結し、し尿収集車両の確保を図る。確保にあたっては、し尿の発生量、仮設トイレの設置数、トイレの容量も想定しておく。
- し尿処理に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。

《都（環境局）》

- 市の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する市と関連事業者との協定等の締結を推進する。

《都（下水道局）》

- し尿の受入体制を確保する。

4 ごみ処理

《市（環境部）》

- 災害時のごみ処理に関する窓口設置に向けた準備を行う。
- ごみ処理施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資器（機）材に対する備えを検証、確保する。
- 災害時発生時のごみ処理マニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。

《都（環境局）》

- 都は、市が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資器（機）材について、市からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。
- 市の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。
- 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。

5 がれき処理

《市（環境部）》

- 廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資器（機）材に対する備えを検証、確保する。
- がれきの撤去用重機を持っている事業者（団体）とあらかじめ協定を締結する等、協力関係を構築しておく。
- 廃棄物集積所として西和泉グラウンドを第一の候補地とするが、西和泉グラウンドが使用できない場合等も考慮し、他の候補地についても検討する。
- がれき処理マニュアルを策定するとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

《都（環境局）》

- 関係局と協議し東京都災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行う。
- 市の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築する。

6 仮設住宅の供給

《市（総務部・都市建設部）》

- あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を下表のとおり定めておくものとする。
 - ・ 接道及び用地の整備状況
 - ・ ライフラインの状況
 - ・ 災害時集合場所などの利用の有無

| 名 称 | 所 在 地 | 使用可能面積 |
|---------|-------------|---------|
| 市民グラウンド | 和泉本町 2-15-2 | 約8,000㎡ |
| 西河原公園 | 元和泉 2-38-1 | 約2,350㎡ |
| 前原公園 | 西野川 3-11-1 | 約2,800㎡ |

その他一定面積以上の候補地について検討する。

- 仮設住宅の建設にあたって、予定地に必要な整備や手順等をあらかじめ検討しておく。
- 仮設住宅の建設資材に関する課題について、あらかじめ過去の事例等を検証しておく。
- 市内の民間不動産事業等と協定を締結するなど、民間の集合住宅の災害時の優先的な借り上げについて検討する。
- 関係機関等と連携し、仮設住宅での飼養動物の受入れ体制について検討する。
- 仮設住宅の供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。なお、マニュアル等では、設置場所、入居者基準等を明確にし、平時から市民に周知を図る。

7 応急教育

《市（子ども家庭部・教育部）》

- 所管の業務について、応急教育が適切に実施できるよう準備をしておく。また、私立幼稚園についても同様の対応をするよう助言等を行う。

《市立小中学校》

- 学校長は、災害の発生に備えて、次の措置を講じるものとする。
 - ・学校の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育、指導の方法などについて、あらかじめ方針等を整えておく。
 - ・学校ごとに、震災時の避難行動、保護者への引渡し等に関するマニュアル等を作成しておく。
 - ・在校中や休日等の部活動等で児童・生徒が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。
 - ・登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - ・勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - ・市教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - ・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒も協力する。
 - ・児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器(機)材を充実するよう努める。
 - ・学校医や地域医療機関等との連携を図る。

8 保育園等の安全確保・応急保育

《市（子ども家庭部・教育部）》

- 所管の業務について、応急保育が適正に実施できるよう体制整備を図る。
- 私立認可保育園、認証保育所及び家庭福祉員等保育施設については、市立保育園と同様の対応を講ずるよう助言・指導する。
- 危機管理マニュアル等を策定し、平時からの訓練等を推進する。
- 保護者との直接連絡の手段として、携帯電話の配置と災害用伝言ダイヤル等の案内を行う。
- 食料等の備蓄を検討する。
- 園児・児童等の避難や保護者等への引渡し及び連絡体制等について、事前に検討し、保護者等に対して周知を図る。

《市立保育園》

- 園長は、災害の発生に備えて、次の措置を講じるものとする。
 - ・保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておく。
 - ・園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制について整備する。

- ・勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、職員に周知する。
- ・園ごとに、震災時の避難行動、保護者への引渡し等に関するマニュアル等を作成しておく。
- ・保育園、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制並びに協力体制を確立する。
- ・園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に職員、園児等も協力する。
- ・園児の安全確保を図るため、医薬品等を充実するよう努め、保育園医や地域医療機関との連携を図る。

＜＜児童館・学童クラブ・放課後子ども教室（kokoA）＞＞

- 災害時の児童の安全確保や避難方法等について、事前に検討しておくとともに、必要に応じて訓練等を実施する。

9 災害救助法等

＜＜市（企画財政部）＞＞

- 災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。
- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。また、作成が義務付けられている関係帳票を事前に準備するとともに、その作成方法等について習熟しておくものとする。
- 市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、必要な事務処理に関するマニュアル等により激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

＜＜都（総務局）＞＞

- 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、市に周知を徹底する。

【応急対策】

| | |
|----------------|--------------|
| 1 被災住宅の応急危険度判定 | 8 がれき処理 |
| 2 被災宅地の応急危険度判定 | 9 土石、竹木等の処理 |
| 3 家屋・住家被害状況調査等 | 10 応急教育 |
| 4 罹災証明書の発行準備 | 11 応急保育等 |
| 5 義援金の募集・受付 | 12 災害救助法等の適用 |
| 6 トイレの確保及びし尿処理 | 13 激甚災害の指定 |
| 7 ごみ処理 | |

1 被災住宅の応急危険度判定

＜市（都市建設部）＞

- 市長は、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。
- 発災後速やかに、東京都防災ボランティアの出動を都に要請する。

＜都（都市整備局）＞

- 地震発生後7日以内に終了することを目標に応急危険度判定を行い、必要な措置を講じる。
- 都知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。
- 市に対する支援を効果的に行うため、都災害対策本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。

2 被災宅地の応急危険度判定

＜市（都市建設部）＞

- 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。
- 発災後速やかに、東京都防災ボランティアの出動を都に要請する。

＜都（都市整備局）＞

- 都知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

3 家屋・住家被害状況調査等

《市（市民生活部）》

- 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。（再掲）
- 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都災害対策本部に報告する。
- 都ガイドラインに基づき、調査事務局を設置し、必要な人員、資機材、作業スペース等を確保する。
- 都ガイドラインに基づき被災者生活再建支援システムを活用した住家の被害認定調査を実施する。
- 都ガイドラインに基づき、速やかに調査に必要な要員等を外部に要請する。

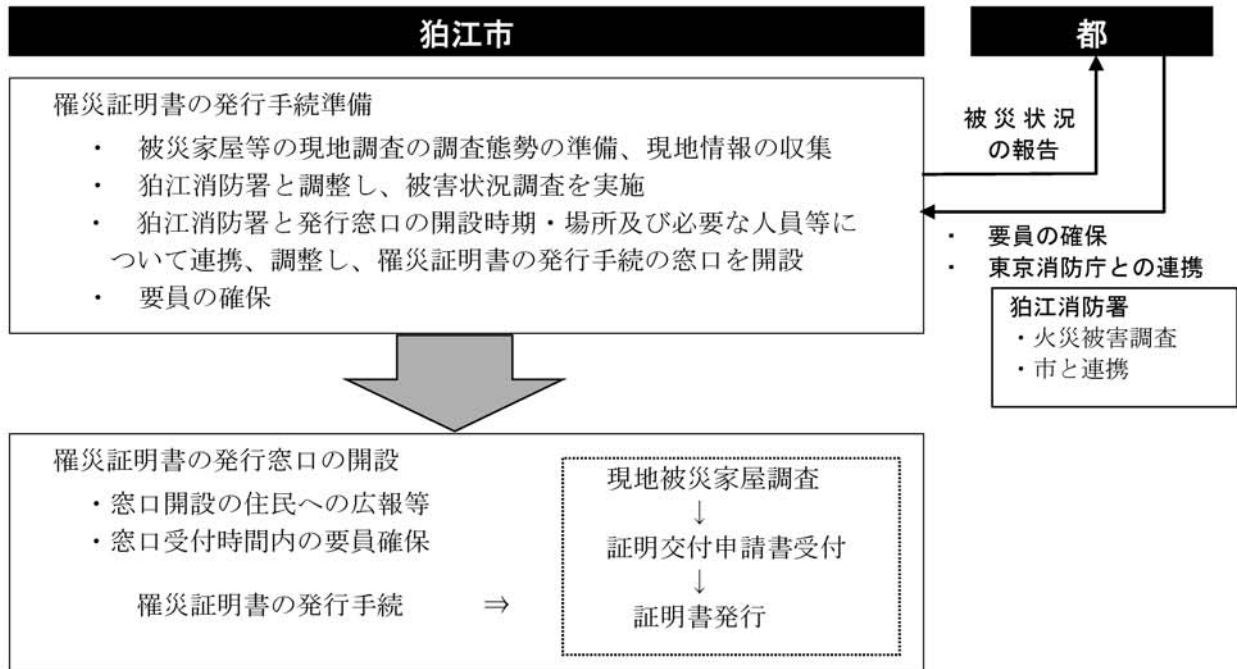
《都（総務局）》

- 市の行う調査への職員の応援体制を整備する。
- 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、市の業務を支援する。

《狛江消防署》

- 火災による被害状況調査を行う。

4 罹災証明書の発行準備



《市（市民生活部）》

- 家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、罹災証明書を発行する。

- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムを用いて災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。
- 罹災証明書発行会場や業務フロー確立など準備を進める。
- 罹災証明書発行会場については、市役所庁舎に限らず、被災者の利便性や混雑緩和等も考慮し、小中学校やその他公共施設の使用について検討する。
- 罹災証明書の発行基準や発行時期、会場等を広報その他の手段等により周知する。
- 火災による被害状況調査の実施に向けて、狛江消防署と連携を図る。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。

＜狛江消防署＞

- 市と調整し、震災に伴う火災による被害状況調査を実施する。
- 市と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施する。

＜都（総務局）＞

- 市が速やかに罹災証明書を発行できるよう応援体制を整備する。
- 都は、市の罹災証明書の発行手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他地方公共団体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。
- 市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請する。
- 職員を被災市区町村へ派遣する。
- 住家被害認定調査や罹災証明書発行窓口の開設時期等について市区町村間の調整を図る。
- 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。

5 義援金の募集・受付

＜市（企画財政部）＞ ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ＜日本赤十字社東京都支部＞

- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

＜市（企画財政部）＞

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

＜日本赤十字社東京都支部＞

- 受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専

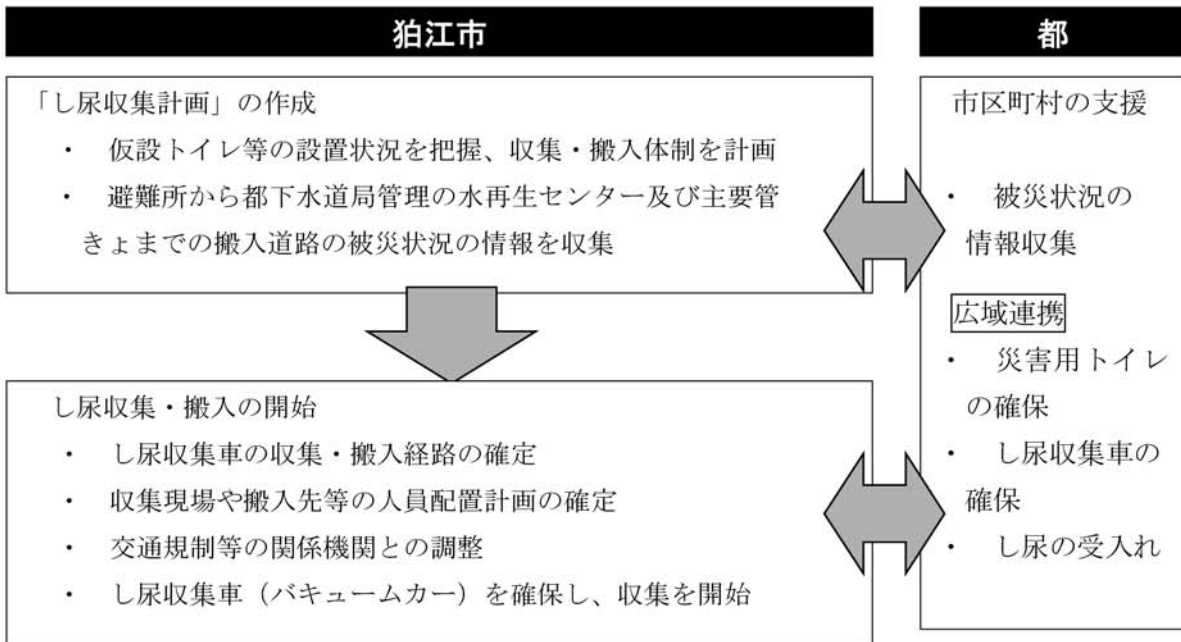
用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

《都（総務局・福祉保健局）》

- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- 市等の義援金の募集・受付状況等を把握する。

6 トイレの確保及びし尿処理



■ 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

《市（総務部・環境部）》

- 仮設トイレ等の設置状況を把握するとともに、し尿収集計画の策定、収集体制を整備する。
- 被害状況、収集場所等の情報を基にして、協定先等と協力し、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センターなどに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合は、事業者や都に応援を要請する。
- 断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

＜都（環境局）＞

- 都は、市からの要請に基づき、被災していない他の地方公共団体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保・運搬についての広域的な調整・応援要請を行う。

■ 避難所等における対応（再掲）

＜市（総務部・環境部）＞

- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない簡易トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な便槽付トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

＜市民・事業者＞

- 事業所や家庭等において、上水機能に支障が発生している場合には、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 事業所や家庭等において、下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7 ごみ処理

＜市（環境部）＞

- 災害発生時のごみ処理マニュアルに沿って可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。
- 被災状況を把握し、ごみの発生推定量の算出、集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定するとともに、被害状況を都に報告する。
- ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ作業計画を策定して、被災地域のごみ収集にあたる。
- 市の処理能力を超えると判断したときは、都（環境局）に必要な調整・支援を求める。
- 早期処理のため、応急時においても平時どおり分別を徹底するものとする。
- 応急時のごみの分別等の周知方法については、収集業者がごみを回収する際にチラシを配布してもらうよう調整する。
- 生ごみ等の可燃ごみ収集を優先し、その他のごみについては対応可能になり次第順次回収を行う。

＜都（環境局）＞

- 市から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。
- 市の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、他県等や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に要請に対処する。

8 がれき処理

＜市（環境部）＞

■ がれき処理計画等に基づく処理

- 被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、集積場所や最終処分場を決定する。
- 市がれき処理マニュアルに沿って市内におけるがれき処理の基本方針を明らかにした震災がれき処理計画を策定するとともに、都に報告を行う。東京都震災がれき処理基本計画を策定する都と連携をとる。
- 被災状況及び震災がれき発生量を都のがれき処理部会に報告し、必要に応じて応援を要請する。
- 都が国と協議して定める公費負担の対象となる震災がれき処理の範囲(①適用地域②適用主体(個人及び事業所の範囲)③適用業務(基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか)を市民に周知する。

＜都（環境局）＞

- 東京都災害廃棄物対策本部を設置し、関係各局及び市から被災状況等に関する情報を収集、把握する。
- 市の要請に応じて、広域的支援を国や他県等に要請する。

■ 処理に必要な協力体制について

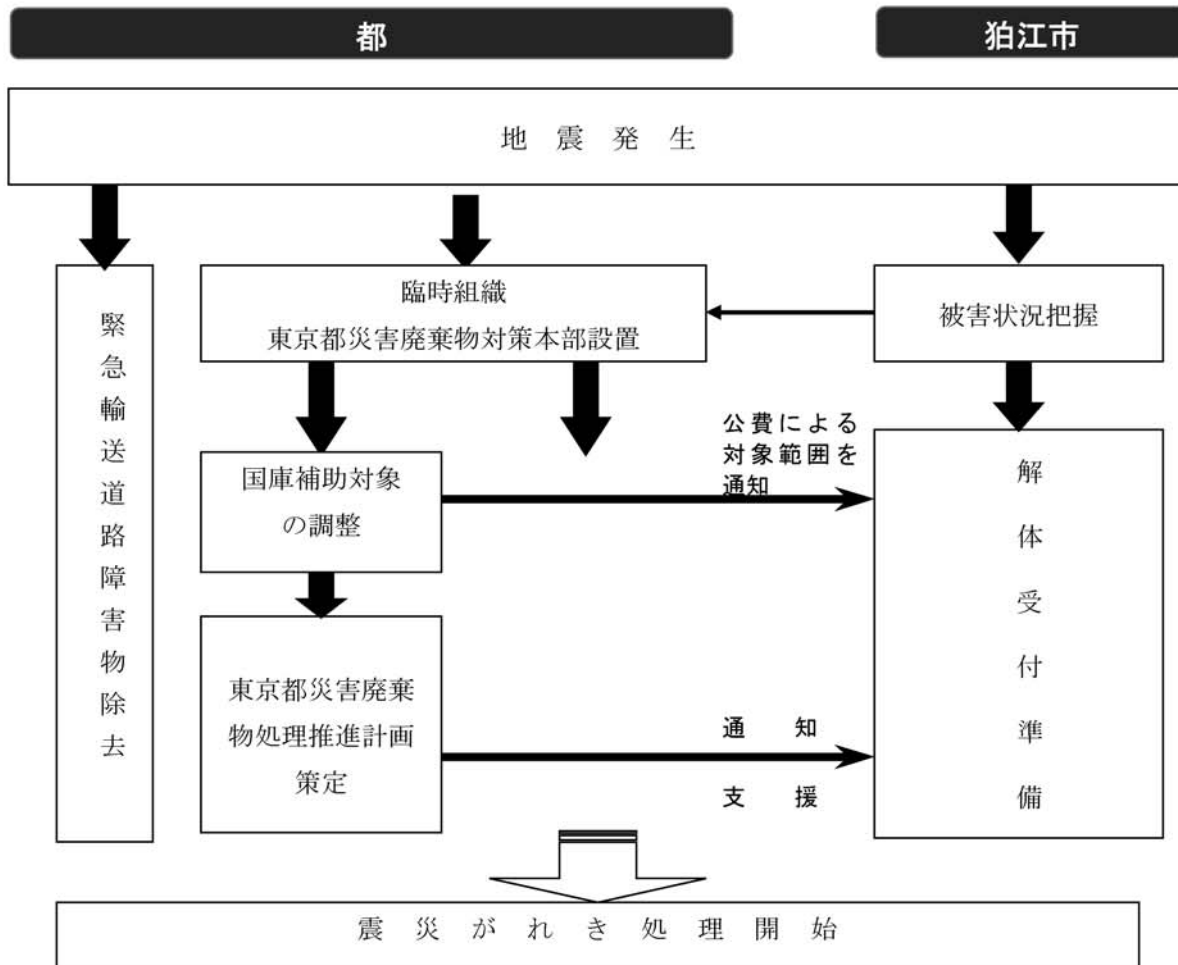
がれきの処理にあたっては、概ね次の業務について協定を締結した事業者等と協力し、効率的に実施する。

- ・ 倒壊建物の解体
- ・ がれきの撤去
- ・ 集積場所の維持管理
- ・ 集積場所からのがれきの搬出
- ・ 廃木材・コンクリートがら等の破砕処理
- ・ 最終処分場へのがれきの搬入

【がれき処理のタイムスケジュール】

| 段階 | 都 | 狛江市 |
|--|---|---|
| 第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり) | <p>緊急道路障害物等による震災がれきの処理</p> <p>「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置</p> <p>震災がれき発生量予測</p> <p>廃棄物処理施設等の被災状況調査</p> <p>市との連絡調整</p> <p>広域連絡及び応急要請</p> <p>集積場所候補地の把握</p> <p>最終処分場に関する調整</p> <p>有害物質に関する対策</p> <p>国庫補助に関する国との調整等</p> <p>東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定</p> <p>災害時広報</p> | <ul style="list-style-type: none"> 緊急道路障害物除去等による震災がれきの搬入 被害状況の把握 域内発生量の予測 必要な組織の設置 市震災がれき処理計画の作成 |
| 第2段階 第1段階終了後 2週間程度 | <p>家屋情報提供に関する区との調整</p> <p>公共施設の解体に伴う集積場所の確保</p> <p>集積場所の確保に関する支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> 解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の決定等） |
| 第3段階 発災1か月後以降 | <p>広域的な再利用の実施等に係る連絡調整</p> | <ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去作業及び震災がれきの処理 |

【発災直後から2週間までの作業行程】



9 土石、竹木等の処理

《市（環境部）》

- 災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、協定を締結した事業者等と協力して、土石、竹木等の除去を実施する。
- 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者は、次のとおりである。
 - ・自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法（昭和25年号法律第144号）の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
 - ・居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
 - ・当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
 - ・半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
 - ・原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

《都（環境局）》

- 災害救助法適用後、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、他地方公共団体からの派遣を求める。

10 応急教育

《市立小中学校》

- 学校長は、応急時に次の対応を行う。
 - ・児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
 - ・自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
 - ・緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
 - ・児童・生徒や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告する。
 - ・状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
 - ・災害状況に即した応急の教育・指導を行う。
 - ・学校施設が、避難所になった場合は、避難所の運営主体と連携し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
 - ・学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
 - ・学校施設の応急修理を迅速に実施する。

11 応急保育等

《市（子ども家庭部）》

- 保育園等の被害状況について、速やかに把握するとともに必要な措置を講じる。
- 災害状況に即した臨時の編成を行うなど、災害に応じた保育等が実施できるよう調整する。
- 応急保育の方針等が決定した場合は、速やかに保護者に周知徹底を図る。
- 園児・児童の避難状況等について、災害用伝言ダイヤルや携帯メール等を活用し、保護者に周知するよう努める。

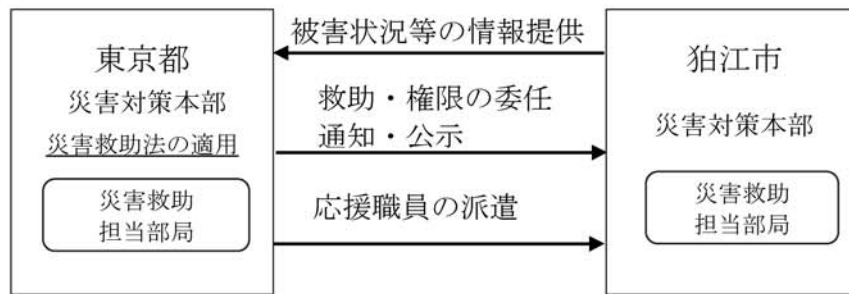
《市立保育園》

- 園長は、応急時に次の対応を行う。
 - ・被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、市に対して報告する。
 - ・園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、確実に保護者等に引渡しができるまで、園児を保育園内等で保護する。
 - ・保護者に対しては、避難計画に基づいて園児の安全な引渡しを図る。
 - ・状況に応じ市と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとる。
 - ・園長及び市は、連絡網の確立を図り、指示事項等伝達の徹底を図る。

《児童館・学童クラブ・放課後子ども教室（kokoA）》

- 職員等は、事前に検討した方法に基づき、災害状況に応じた児童の安全確保や避難行動を実施する。
- 職員等は、被害状況を確認し、必要な措置を講じるとともに、市に対して報告する。
- 職員等は、安全が確認できるまでの間、確実に保護者等に引渡しができるまで学校等と協力し、児童を保護し、安全な引渡しを図る。

12 災害救助法等の適用



《市（企画財政部）》

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。
- 災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。
- 災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
- 災害救助法に基づく救助に要した費用は、原則として都がこれを支弁し、国庫が所定の割合を負担する。

《都（総務局）》

- 都知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、市及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

13 激甚災害の指定

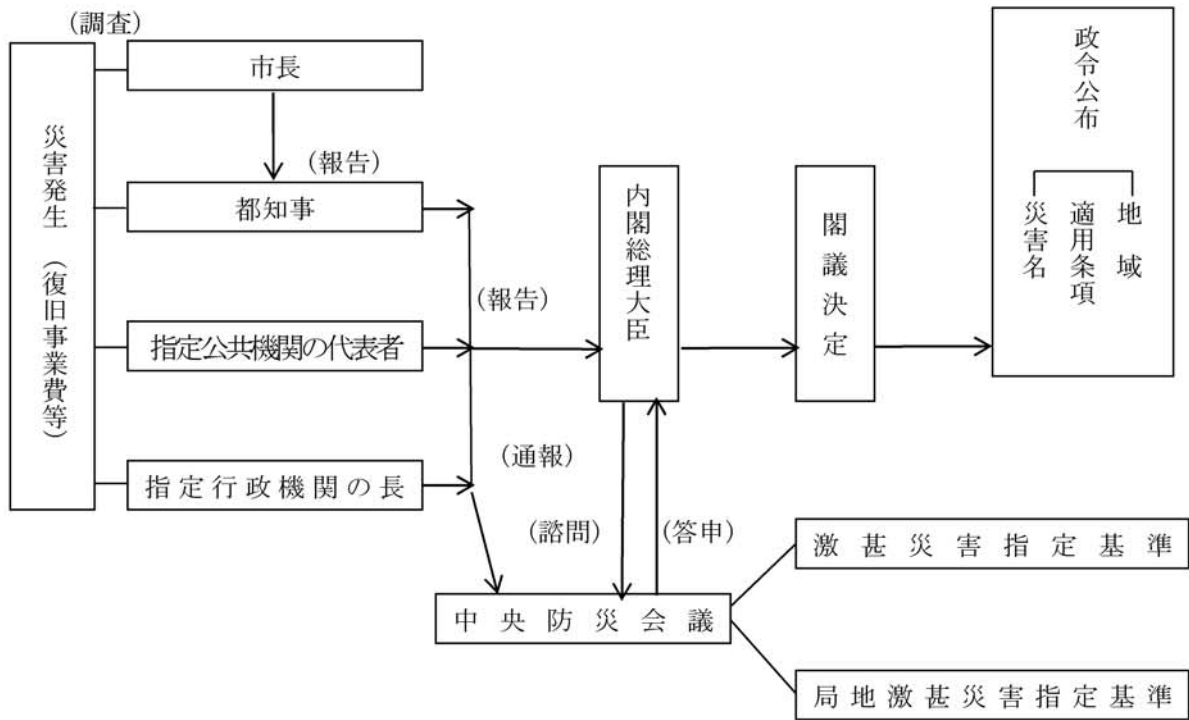
《市（企画財政部）》

- 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。
- 特別財政援助等の申請手続等にあたって、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

《都（総務局）》

- 都知事は、市の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

【激甚災害指定の手続フロー図】



【復旧対策】

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 被災住宅の応急修理 | 7 職業のあっ旋 |
| 2 仮設住宅の供給 | 8 がれき処理の実施 |
| 3 被災者の生活相談等の支援 | 9 学校の復旧時の対応 |
| 4 義援金の募集・受付・配分 | 10 保育園等の復旧時の対応 |
| 5 被災者に対する生活再建資金援助等 | 11 災害救助法の運用等 |
| 6 市税等の支払猶予、減免等 | |

1 被災住宅の応急修理

■対象者の選定

＜市（都市建設部）＞

- 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、住家が半壊した者を対象とする。
- 被災者の資力その他生活条件についての調査及び罹災証明書により対象者を選定する。
- 都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。
- 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。

＜都（住宅政策本部）＞

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取壊しに伴うがれきの発生や仮設住宅の需要の低減を図る。

■応急修理の方法

＜市（都市建設部）＞

- 災害救助法に基づく実施要領に基づき、事業の審査・手続きを行い、市が修理業者に工事を依頼し、修理費用を市が直接支払う。
- 法による住宅の応急処理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存する。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存する。
 - （ア）救助実施記録日計票
 - （イ）住宅の応急処理記録簿
 - （ウ）住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - （エ）住宅の応急修理関係支払証拠書類

＜都（住宅政策本部）＞

- 円滑に応急修理を実施するために、実施要領を定めるとともに、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得る。

■応急修理の範囲

＜市（都市建設部）＞

- 災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
- 災害のため住宅が大規模半壊の判定を受け、そのままでは住むことができない状態にある世帯

■応急修理の期間

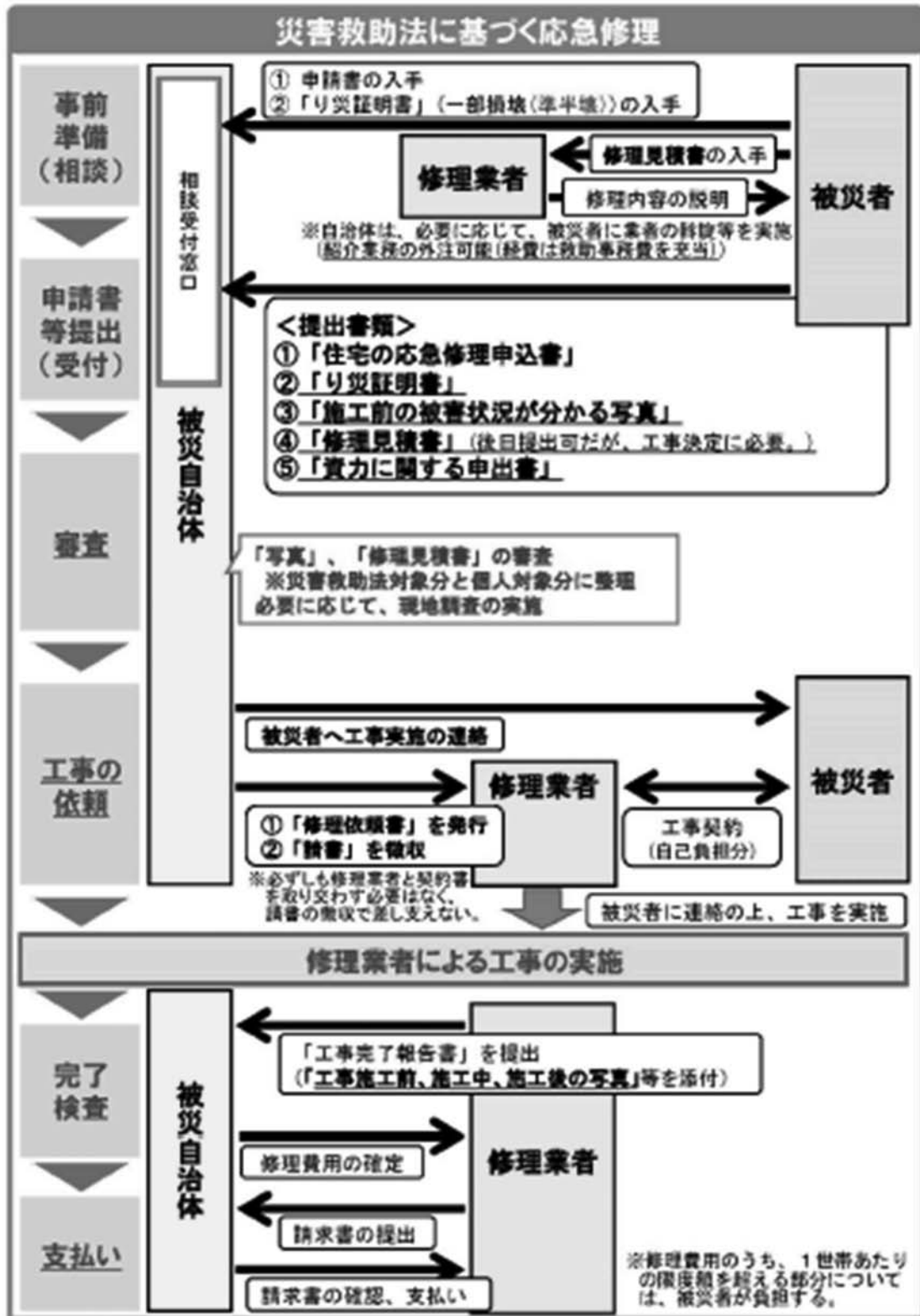
＜市（都市建設部）＞

- 法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するよう努めることとする。しかし、この期間での救助の適切な実施が困難な場合には、被災者の実情に応じて延長し、都知事と必要な協議を行う。

＜都（住宅政策本部）＞

- 災害の規模や被災地の実態等により、1ヶ月以上実施に要する事例もあることから、事態等に則した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行う。

■応急修理の手続き及び流れ



(令和2年5月『災害救助事務取扱要領』 内閣府政策統括(防災担当)より)

2 仮設住宅の供給

■ 仮設住宅の供給

《市（総務部・都市建設部）》 《都（都市整備局）》

- 災害救助法の適用となる場合、締結した民間不動産事業者等と協力し、民間賃貸住宅を被災者に提供することを検討する。
- 市が入居者管理を行い、仮設住宅等に関する苦情や相談を受け付ける窓口を設置しておくとともに、必要に応じて協定先の自治体等に仮設住宅等に関する業務の応援を求める。
- コミュニティの構築を考慮し、入居者の孤立化を防ぐため、仮設住宅の建設・運用にあたっては、共用スペースや集会所スペースの設置、入居配置への配慮等、避難住民同士が交流しやすいような空間づくりを都に働きかける。
- 市内には建設できるエリアが限られていることから、集合住宅タイプの仮設住宅も検討する。
- 仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は、市の要請により都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で市長が特に必要と認めた場合は、災害救助法の規定に準じ、市において建設する。
- 状況に応じて、仮設住宅での動物の同行を受け入れ、苦情等のトラブルを避けるため、飼育のルール作りや飼い主に対する指導や支援を関係機関等と連携して実施する。

【建設する仮設住宅】（東京都地域防災計画より）

| 事 項 | 内 容 |
|----------|---|
| 建設候補地の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況（埋設配管） ・避難場所などの利用の有無 ○ 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。 ○ 都住宅政策本部は、区市町村から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供 |
| 建設地 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供 |
| 構造及び規模等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸あたりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会と協議を行い、防火安全対策を実施 |
| 建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から20日以内に着工 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般 |

| | |
|-----|---|
| | 社団法人全国木造建設事業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注 ○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供 |
| その他 | ○ 市区町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導 |

《都（都市整備局）》

- 都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
- 関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
- 関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。
- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。

■入居に係る手続等

《市（都市建設部）》 《都（都市整備局）》

ア 入居資格

- 次のすべてに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。なお、使用申込みは1世帯1か所限りとする。
 - ・住家が全焼、全壊又は流失した者
 - ・居住する住家がない者
 - ・自らの資力では住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

- 都は、仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通し合う。
- 住宅の割り当てを受けた市は、市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

ウ 仮設住宅の管理及び入居期間

- 仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

3 被災者の生活相談等の支援

《市（各部）》

- 被災者のための相談所窓口を設置し、苦情又は要望等を聴取するほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

- 相談窓口の設置にあたっては、多様な相談等に対応するため、各種情報を共有できる体制とする。
- 被災者からの申請により、狛江消防署と連携して罹災証明書を発行する。発行にあたっては、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、罹災者の利便の向上に努める。
- 罹災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者生活再建支援システムを用いて被災者台帳を構築し、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

＜＜調布警察署＞＞

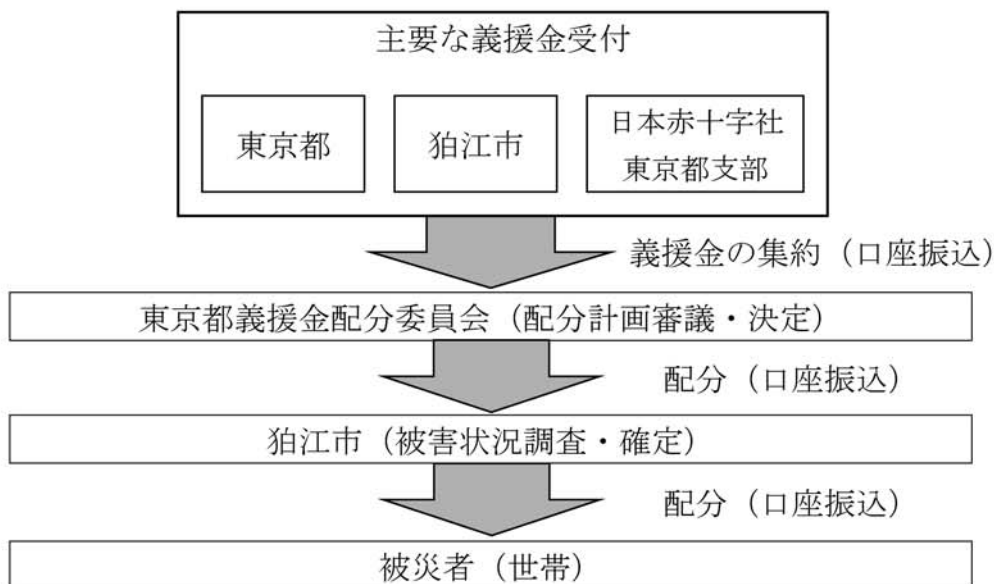
- 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

＜＜狛江消防署＞＞

- 被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。
 - ・被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
 - ・危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
- 被災者からの申請により、市が実施する罹災証明書の発行手続きの支援を実施する。発行手続きの支援にあたっては、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、罹災者の利便の向上に努める。
- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

4 義援金の募集・受付・配分

【義援金受付・配分の流れ】



- 都、市区町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される東京都義援金配分委

員会（以下「都委員会」という。）にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

■ 支給までの流れ

＜市（企画財政部）＞

ア 募集・受付

○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、預り金として銀行口座で一時保管する。

イ 義援金の配分・受入れ

○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

ウ 義援金の支給

- 都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。
- 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

※義援金の募集を独自で行う場合は、事前に定めた内容により適切に取り扱うこととする。

※義援品（義援物資）については、「第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に記載している。

＜狛江市赤十字奉仕団＞

- 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。
- 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

＜都（福祉保健局）＞

- 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。
 - ・被災市区町村への義援金の配分計画の策定
 - ・義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ・その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 決定した配分計画に基づき義援金を、市に送金する。
- 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

5 被災者に対する生活再建資金援助等

＜市（福祉保健部）＞ ＜都（福祉保健局）＞

- 自然災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。
- 災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

- 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

＜狛江市社会福祉協議会＞

- 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

6 市税等の支払猶予、減免等

＜市（市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部）＞

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は狛江市税条例（平成3年条例第5号）により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。
- 国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。
- 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料、各種証明書類の交付手数料等の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担を軽減する措置を講ずる。

＜狛江郵便局＞

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

7 職業のあっ旋

＜市（市民生活部）＞

- 被災者の職業のあっ旋について、都に対して要請措置等を行うために必要な計画等を策定する。
- 雇用保険の失業給付に関する特別措置、労働保険料等の徴収の猶予等について、被災者や事業所に対し制度の周知を行う。

＜東京労働局＞

- 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所（ハローワーク・17か所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。
- 他県等への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他県等と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
- 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ・公共職業安定所に向かいに行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8 がれき処理の実施

＜市（環境部）＞

- 解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。
- 集積場所の集積や運搬状況等を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。
- 実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保する。

＜都（環境局）＞

- 市の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都災害対策本部及びがれき処理部会の下で検討し、決定する。
- 市からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討する。
- 集積場所、最終処分場の確保に関する支援を行う。

＜都（総務局）＞

- 市と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請する。

9 学校の復旧時の対応

＜市（教育部）＞ ＜市立小中学校＞

- 教育委員会は、復旧時に次の対応を行う。
 - ・学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
 - ・被災学校ごとに担当職員等を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、被災学校の運営について、助言と指導にあたる。
 - ・教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
 - ・市内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。
- 震災により住家に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。
- 学校長は、復旧時に次の対応を行う。
 - ・教職員を掌握するとともに、児童・生徒の安否や被災状況を調査し、市教育委員会等に連絡する。
 - ・市教育委員会と連携して連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
 - ・防災マニュアルに基づき、学校に収容可能な児童・生徒を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、こころのケア対策も十分留意する。

- ・教育活動の再開にあたっては、児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
- ・他の地区に避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前述に準じた指導を行うように努める。
- ・避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ・災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

10 保育園等の復旧時の対応

＜市（子ども家庭部）＞

- 園長からの園舎等の被害報告に基づき関係部署等と連携し、速やかに復旧させる。
- 保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

＜市立保育園＞

- 園長は、復旧時に次の対応を行う。
 - ・職員を掌握するとともに、次の事項を調査し保健及び生活指導の対策を立て、市に報告する。
 - ア 保育園児の被災状況
 - イ 職員の被災状況
 - ウ 園舎等の被害状況
 - ・保育活動の再開にあたっては、保育園児の安否確認と通園路及び通園経路の安全確認を行う。
 - ・災害の推移を把握し、市と緊密な連絡を図るとともに、速やかに平常保育に戻すように努める。また、その時期について早急に保護者に連絡する。
 - ・保育園の職員の応援が必要であると認めるときは、市へ調整を要請する。

＜児童館・学童クラブ・放課後子ども教室（kokoA）＞

- 職員等は、市と連携しながら施設等の被害状況を調査し、速やかに復旧させるよう努める。

11 災害救助法の運用等

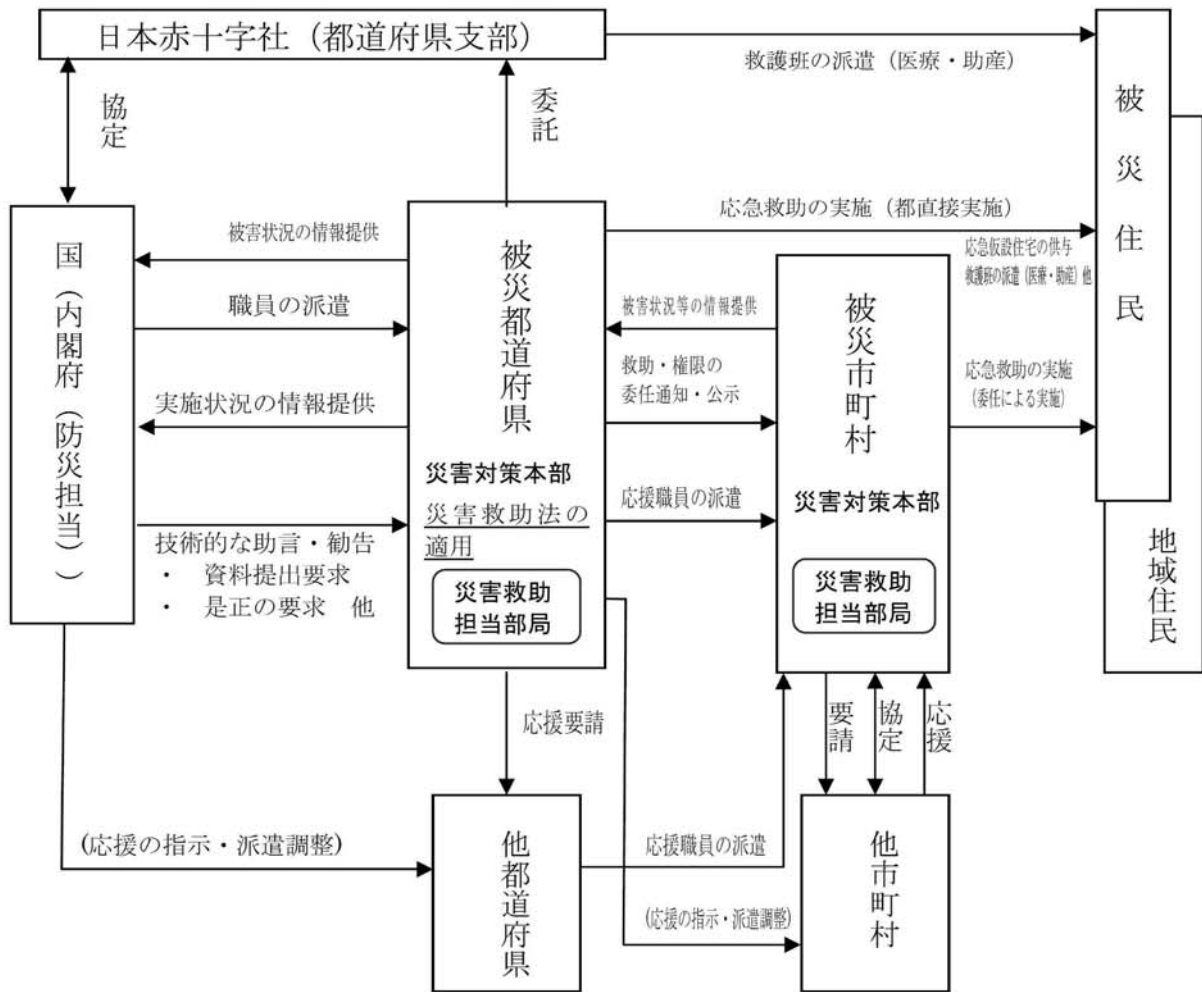
＜市（企画財政部）＞

■ 災害救助法の適用

- 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告するとともに、適用を要請する。
- 災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都に対し、次の事項について電話等をもって行い、後日文書により改めて通知するものとする。
 - ・災害発生の日時及び場所
 - ・災害の原因及び被害状況
 - ・適用を要請する理由

- ・必要な救助の種類
 - ・適用を必要とする期間
 - ・既に行った救助措置及び行おうとする救助措置
 - ・その他必要な事項
- 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に必要とする場合に行われるものであり、概ね次のような救助がある。
- ・避難所及び仮設住宅の供与
 - ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - ・医療及び助産
 - ・被災者の救出
 - ・災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・被災した住宅の応急処理
 - ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ・学用品の給与
 - ・埋葬
 - ・死体の搜索及び処理

【災害救助法の適用の流れ（東京都地域防災計画より）】



■ 報告事項

- 災害救助法に基づく災害報告には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。
- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

《都（総務局）》

- 救助は現物によって行うことを原則とし、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、市ほか関係機関に通知する。
- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、都知事に次のような権限が付与されている。
 - ・従事命令：一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限
（例）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職など
 - ・協力命令：被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限
（例）被災者を炊き出しに協力させるなど
 - ・管理、使用、保管命令及び収用
：特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

